



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第66号) 3121

◇川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第67号) 3122

◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第68号) 3123

◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第69号) 3133

告 示

◇川崎市ふるさと納税に係る寄付金の収納事務の委託(第397号) 3133

◇自転車等の撤去と保管(第398号) 3133

◇道路区域の変更(第399号) 3133

◇道路の供用開始(第400号) 3134

◇予防接種の業務を行う医師(第401号) 3134

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第402号) 3134

◇川崎市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納事務の委託(第403号) 3136

◇道路区域の変更(第404号) 3136

◇道路区域の変更(第405号) 3136

◇道路の供用開始(第406号) 3136

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイル及び保有個人情報の届出(第407号) 3136

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第408号) 3137

◇学校給食費の収納事務の委託(第409号) 3137

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第410号) 3137

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第411号) 3137

◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第412号) 3137

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第413号) 3137

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第414号) 3137

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第415号) 3138

◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第416号) 3138

◇身体障害者福祉法による医師の指定(第417号) 3138

◇身体障害者福祉法による医師の指定内容の変更(第418号) 3142

◇身体障害者福祉法による医師の指定の取消(第419号) 3144

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第420号) 3145

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第421号) 3145

◇生活保護法等による指定介護機関の辞退による廃止(第422号) 3145

◇公園プール使用料の収納事務の委託(第423号) 3145

公 告

◇一般競争入札の執行(第766号) 3145

◇公募型プロポーザルの実施(第767号) 3146

◇開発行為に関する工事の完了(第768号) 3148

◇農用地利用集積計画の制定(第769号) 3148

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第770号) 3151

◇一般競争入札の執行(第771号) 3151

◇一般競争入札の執行(第772号) 3159

◇一般競争入札の執行(第773号)……………	3160	◇一般競争入札の公告(第308号)……………	3221
◇一般競争入札の執行(第774号)……………	3163	◇一般競争入札の公告(第309号)……………	3224
◇一般競争入札の執行(第775号)……………	3164	◇一般競争入札の公告(第310号)……………	3227
◇一般競争入札の執行(第776号)……………	3166	◇一般競争入札の公告(第311号)……………	3230
◇一般競争入札の執行(第777号)……………	3167	税公告	
◇一般競争入札の執行(第778号)……………	3169	◇差押調書(謄本)の公示送達(第136号)……………	3232
◇一般競争入札の執行(第779号)……………	3170	◇差押調書(謄本)の公示送達(第137号)……………	3232
◇一般競争入札の執行(第780号)……………	3171	◇納税通知書の公示送達(第138号)……………	3232
◇一般競争入札の執行(第781号)……………	3173	◇税額決定通知書の公示送達(第139号)……………	3233
◇一般競争入札の執行(第782号)……………	3174	◇差押調書(謄本)の公示送達(第140号)……………	3233
◇一般競争入札の執行(第783号)……………	3176	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第784号)……………	3178	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第36号)……………	3233
◇一般競争入札の執行(第785号)……………	3179	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第37号)……………	3233
◇一般競争入札の執行(第786号)……………	3181	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第38号)……………	3234
◇一般競争入札の執行(第787号)……………	3182	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第788号)……………	3184	◇一般競争入札の執行(第59号)……………	3234
◇一般競争入札の執行(第789号)……………	3186	◇一般競争入札の執行(第60号)……………	3240
◇公募型プロポーザルの実施(第790号)……………	3187	◇一般競争入札の執行(第61号)……………	3242
◇一般競争入札の執行(第791号)……………	3189	◇一般競争入札の執行(第62号)……………	3242
◇一般競争入札の執行(第792号)……………	3190	◇一般競争入札の執行(第63号)……………	3243
◇一般競争入札の執行(第793号)……………	3192	◇一般競争入札の執行(第64号)……………	3244
◇道路位置の廃止(第794号)……………	3194	上下水道局公告(調達)	
◇道路の指定(第795号)……………	3194	◇一般競争入札の公告(第26号)……………	3247
◇道路の指定(第796号)……………	3194	◇落札者等の公示(第27号)……………	3249
◇道路の指定(第797号)……………	3194	交通局公告	
◇公募型プロポーザルの実施(第798号)……………	3195	◇一般競争入札の執行(第70号)……………	3249
◇一般競争入札の執行(第800号)……………	3196	病院局公告	
◇一般競争入札の執行(第801号)……………	3202	◇一般競争入札の執行(第31号)……………	3251
◇国土調査による地図及び簿冊の作成(第802号)……………	3203	◇一般競争入札の執行(第32号)……………	3253
◇開発行為に関する工事の完了(第803号)……………	3203	◇一般競争入札の執行(第33号)……………	3254
◇道路位置の指定(第804号)……………	3203	病院局公告(調達)	
◇川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の公募(第805号)……………	3204	◇落札者等の公示(第16号)……………	3256
公告(調達)		教育委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第299号)……………	3205	◇教育委員会定例会の招集(第13号)……………	3256
◇一般競争入札の執行(第300号)……………	3207	◇教育委員会定例会の議事の追加(第14号)……………	3257
◇一般競争入札の公告(第301号)……………	3208	選挙管理委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第302号)……………	3210	◇選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録にかかる基準日(第4号)……………	3257
◇落札者等の公示(第303号)……………	3212	監査公表	
◇公募型プロポーザルの実施(第304号)……………	3212	◇定期監査の結果の報告に基づく措置について(第5号)……………	3257
◇一般競争入札の執行(第305号)……………	3214		
◇一般競争入札の公告(第306号)……………	3216		
◇一般競争入札の公告(第307号)……………	3219		

◇監査の結果の報告に基づく措置につ
いて(第6号)…………… 3267

人事委員会公告

◇令和3年度障害者を対象とした川崎
市職員採用選考の実施(第5号)…………… 3273

◇令和3年度川崎市職員(大学卒程度
等)採用試験(民間企業等職務経験
者(第2回))の実施(第6号)…………… 3279

◇令和3年度就職氷河期世代を対象と
した川崎市職員採用試験の実施(第
7号)…………… 3289

区公告

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(川崎区第102号)…………… 3295

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第103号)…………… 3295

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第104号)…………… 3295

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第105号)…………… 3295

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第106号)…………… 3295

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(川崎区第107号)…………… 3295

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第26号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第38号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る差押調書の公
示送達(中原区第39号)…………… 3296

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(中原区第40号)…………… 3296

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第57号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第58号)…………… 3296

◇住民票の職権消除(高津区第59号)…………… 3297

◇印鑑登録の抹消(高津区第60号)…………… 3297

◇国民健康保険料等に係る差押調書
(謄本)の公示送達(高津区第61号)…………… 3297

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第29号)…………… 3297

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第30号)…………… 3297

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第30号)…………… 3298

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第31号)…………… 3298

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第44号)…………… 3298

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第45号)…………… 3298

◇国民健康保険被保険者証返還請求等
通知書の公示送達(麻生区第46号)…………… 3298

規 則

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第66号

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成9年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第12条の2」を「第12条の2第2項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第13条第5項又は同条第6項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」に改め、同条第4項中「又は法第34条第2項」を「若しくは同条第5項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」又は法第34条第3項若しくは同条第4項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」に改め、同条第5項中「第39条第3項」を「第39条第4項又は同条第5項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」に改め、同条第6項中「第40条の5第3項」を「第40条の5第4項又は同条第5項において準用する法第5条(第3号に係る部分に限る。)」に改める。

第3条中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「法第17条第4項」を「法第17条第8項」に、「(法第17条第4項)」を「(法第17条第6項)に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

第6条中「第26条第2項第5号」を「第27条」に、「第34条第3項」を「第34条第5項」に改める。

第7条第3項及び第4項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める。

第6号様式中「印」を削り、「第7条第3項ただし書

(同法第17条第4項で準用する同法第7条第3項ただし書、同法第28条第3項ただし書、同法第35条第3項ただし書)を「第7条第4項ただし書(同法第17条第8項において準用する同法第7条第4項ただし書、同法第28条第4項ただし書、同法第35条第4項ただし書)に改める。第7号様式中「第7条第3項ただし書(同法第17条第4項で準用する同法第7条第3項ただし書、同法第28条第3項ただし書、同法第35条第3項ただし書)を「第7条第4項ただし書(同法第17条第8項において準用する同法第7条第4項ただし書、同法第28条第4項ただし書、同法第35条第4項ただし書)に改める。

第13号様式中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第2号様式中

「

(9) 障害者・特別障害者・寡婦(夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	・ 寡婦(夫) ・ 寡婦の特例 ・ 勤労学生	・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 勤労学生	・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 寡婦(夫)	・ 寡婦の特例 ・ 勤労学生
----------------------------------	------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------

」

を

「

(9) 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	・ 寡婦 ・ ひとり親 ・ 勤労学生	・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 勤労学生	・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 寡婦	・ ひとり親 ・ 勤労学生
------------------------------	--------------------------	----------------------------	--------------------------	------------------

」

に改め、同様式(付表)中

「

Aの金額の公的年金等控除額相当額控除後の金額	B	円
公的年金等以外の雑所得金額	C	円
雑所得以外の全ての所得額	D	円
所得額(B + C + D)	E	円

」

を

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第67号

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則(昭和46年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号エ中「(オに該当するときを除く。)」を削り、同号オを削り、同号カを同号オとし、同項第4号イ中「(ウに該当するときを除く。)」を削り、同号ウを削り、同号エを同号ウとする。

「

Aの金額から65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の額	B	円
給与所得控除後の給与所得額	C	円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項の規定による控除(10万円)	D	円
公的年金等以外の雑所得金額	E	円
雑所得及び給与所得以外の全ての所得額	F	円
所得額 (B + C - D + E + F)	G	円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、令和3年度以後の年度分の在宅重度重複障害者等手当について適用し、令和2年度分までの在宅重度重複障害者等手当については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第68号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式

(表)

押 印 欄

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書
新規 更新 要介護状態・要支援状態区分変更 転入による
 該当するものにレ印を付けてください。
 (宛先) 川崎市 区長 次のとおり申請します。

申請者（認定を受けようとする方）	個人番号										申請日		年 月 日													
	被保険者番号																									
	フリガナ										生年月日		年 月 日													
	氏 名										性 別		男 ・ 女													
	住 所										〒		電話番号 ()													
	代 理 人 (代理人が申請する場合のみ記入してください。)										氏 名		本人との関係													
											住 所		電話番号 ()													
	申請時の要介護状態区分等										<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5															
	有効期間										年 月 日 から		年 月 日 まで													
	変更申請の理由										現在要介護認定・要支援認定を受けている方で、要介護状態・要支援状態区分の変更申請をする方のみ記入してください。															
	過去6月間の入所・入院状況										あり										1 名称		期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
																					所在地		介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他			
											なし										2 名称		期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
																					所在地		介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他			
																					3 名称		期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
所在地																					介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他					
主治医										医療機関名		最後に受診した月		年 月		次回受診予定		月 日								
										所在地										〒		電話番号 ()				
										診療科		科		医 師 名												
特定疾病名										第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。																

私は、この申請に係る認定結果及び川崎市に届け出ている居宅介護（介護予防）支援事業所名を、この申請に際して意見を求めた主治医に提供することに同意します。
 私は、認定更新申請から30日以内に更新の認定がされない場合でも、現在の認定の有効期間内に認定の結果が通知されるのであれば、認定延期通知の省略に同意します。

本人氏名

(自署できない場合は記名押印してください。)

(裏)

被保険者氏名	
--------	--

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。			
医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証 記号番号			

提出代行者 該当するものに○印を付けてください。 (指定居宅介護支援事業者・地域密着型介護老人福祉施設・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設・介護医療院・地域包括支援センター・その他 ())																					
名 称																					
所 在 地 〒																					
電話番号 ()																					
事業所番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

認定調査についての希望等記入欄	
訪 問 日 時	1 都合の悪い日 月 日 () 午前・午後 2 特に希望しない。
訪 問 先	(自宅・施設・病院・その他) 自宅を希望される場合は、建物の名称も記入してください。 住 所 〒 名 称 病棟及び部屋番号 病棟 階 号室 電話番号 ()
調査の立会い	1 希望しない。 2 希望する。 立会人の氏名 被保険者との関係 電話番号 () (昼間連絡をとることができる電話番号を記入してください。)
家族等連絡先 (代理人と同じ場合は、記入の必要はありません。)	住 所 氏 名 被保険者との関係 電話番号 ()
そ の 他 (心身や生活の状況等を記入してください。)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

注 太枠内のみ記入してください。

処理欄

第13号様式を次のように改める。

第13号様式

(表)

押 印 欄

介護保険サービスの種類指定変更申請書

(宛先) 川崎市 区長

次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

申請者 (種類指定変更を受けようとする方)	個人番号											
	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏 名	生年月日	年 月 日									
		性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒 電話番号 ()										
	代 理 人 (代理人が申請する場合のみ記入してください。)	氏 名						本人との関係				
		住 所	〒 電話番号 ()									
	現在の	要介護状態区分等	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5									
		有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで									
	変 更 内 容											
	変 更 理 由											
	過去6月間の入所・入院状況	あ り	1	名 称				期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
			所在地				介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他					
		な し	2	名 称				期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
所在地						介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他						
3		名 称				期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
		所在地				介護老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設 その他						
主 治 医	医療機関名						最後に受診した月	年 月	次 回 受診予定	月 日		
	所 在 地	〒 電話番号 ()										
	診 療 科				科	医 師 名						
特定疾病名	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の方のみ記入してください。											

私は、この申請に係る結果を、この申請に際して意見を求めた主治医に提供することに同意します。

本人氏名

(自署できない場合は記名押印してください。)

(裏)

被保険者氏名	
--------	--

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の方のみ記入してください。			
医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証 記号番号			

注 太枠内のみ記入してください。

処理欄

第17号様式を次のように改める。

第17号様式

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
生 年 月 日	年 月 日		
居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業所			
事業所名			
所在地 〒		電話番号 ()	
		事業所番号	
介護予防を受託する居宅介護支援事業所 (※居宅介護支援事業所が介護予防支援を受託する場合のみ記入)			
事業所名			
所在地 〒		電話番号 ()	
		事業所番号	
サービス計画作成の開始年月日（変更の場合は変更日） 年 月 日			
事業所を変更する場合の事由等（※事業所を変更する場合のみ記入してください。）			
月途中の小規模多機能型居宅介護 利用前の居宅サービス等の利用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（サービス名)		
川崎市 区長			
上記の居宅介護（介護予防）支援事業所又は（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
被保険者			
氏 名		電話番号 ()	

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者が居宅介護（介護予防）支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該事業者に必要な範囲で提供することに同意します。

_____ 年 月 日 本人氏名 _____
(自署できない場合は記名押印してください。)

- 注 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 この届出書は、要介護認定若しくは要支援認定の申請時又は居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに区役所又は地区健康福祉ステーションへ提出してください。
- 3 居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず区役所又は地区健康福祉ステーションに提出してください。提出のない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。

備考

第19号様式

サービス提供票

認定済・申請中

保険者番号	保険者名	居宅介護(介護予防)支援事業者又は(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者事業所名及び担当者名	作成年月日	年月日
被保険者番号	フリガナ氏名	届出年月日	年月日
生年月日	要介護状態区分等 変更後 要介護状態区分等 変更日	要介護 1 2 3 4 5 要介護 1 2 3 4 5 年 月 日	限度額 適用期間	年 月 日 前月までの 期入所利用日 数
	性別	区分 支給 標準 限度 額	単位/月	年 月 日

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者名	月間サービス計画及び実績の記録												合計回数																				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
			曜日																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																

第20の3号様式及び第21号様式を次のように改める。

第20の3号様式

様

第 号
年 月 日

介護保険負担限度額認定決定通知書

川崎市 区長 印

先に申請のありました食費及び居住費又は滞在費に係る負担限度額認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名										
被保険者番号										

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項																						
認定する	<table border="0"> <tr> <td>適用年月日</td> <td>(認定内容) 負担限度額 (日額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">有効期限</td> <td>食 費</td> </tr> <tr> <td>(介護予防)短期入所生活(療養)介護</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td>その他のサービス</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td>居住費又は滞在費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室 (特養等)</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>: 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多 床 室</td> <td>: 円</td> </tr> </table>	適用年月日	(認定内容) 負担限度額 (日額)	有効期限	食 費	(介護予防)短期入所生活(療養)介護	: 円	その他のサービス	: 円	居住費又は滞在費		ユニット型個室	: 円	ユニット型個室的多床室	: 円	従来型個室 (特養等)	: 円	(老健・療養等)	: 円		多 床 室	: 円
	適用年月日	(認定内容) 負担限度額 (日額)																				
有効期限	食 費																					
	(介護予防)短期入所生活(療養)介護	: 円																				
	その他のサービス	: 円																				
	居住費又は滞在費																					
	ユニット型個室	: 円																				
	ユニット型個室的多床室	: 円																				
	従来型個室 (特養等)	: 円																				
(老健・療養等)	: 円																					
	多 床 室	: 円																				
認定しない	理由																					

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第21号様式

注意事項

- 一 この証によつて指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・療養等」という。)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払の上限となります。
- 二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口へ提出してください。
- 三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表)

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	性 別
	男・女
適 用 年 月 日	年 月 日 から
有 効 期 限	年 月 日 まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス
居住費又は滞在費の負担限度額	円 円 円 円 円 円 円
保険者番号並びに保険者名称及び印	川崎市 印

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第20の3号様式及び第21号様式を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第69号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第2施設	川崎市多摩区登戸3,847番ほか
第3施設	川崎市多摩区登戸2,079番5

」

を

「

第2施設	川崎市多摩区登戸3,847番ほか
------	------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第397号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり寄付金に係る収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 収納事務委託事業者の住所及び名称
所在地 東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス
名称 楽天グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
- 収納事務委託事業者へ納付させる歳入の内容
インターネットを利用して納付する「川崎市ふるさ

と納税」に係る寄附金

3 委託期間

令和3年5月26日から令和4年3月31日まで

川崎市告示第398号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

- 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第399号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年7月20日から令和3年8月5日まで一般の縦覧に供します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅城下第16号線	川崎市多摩区菅城下233番5先 川崎市多摩区菅城下276番先	1.82	15.70	
新	菅城下第16号線	川崎市多摩区菅城下233番5先 川崎市多摩区菅城下276番先	3.67 ~ 4.00	15.70	

川崎市告示第400号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年7月20日から令和3年8月5日まで一般の縦覧に供します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅城下第16号線	川崎市多摩区菅城下233番5先 川崎市多摩区菅城下276番先	

川崎市告示第401号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年7月21日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
大澤 慶成	アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12
武山 廉	たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5 メディカルプレスタナカ 3階
武藤 淳一	のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1 イル・マーレ3階
中村 俊紀	なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428 ノボリトゲートビルディング 4F
岡田 昇	生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1

川崎市告示第402号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

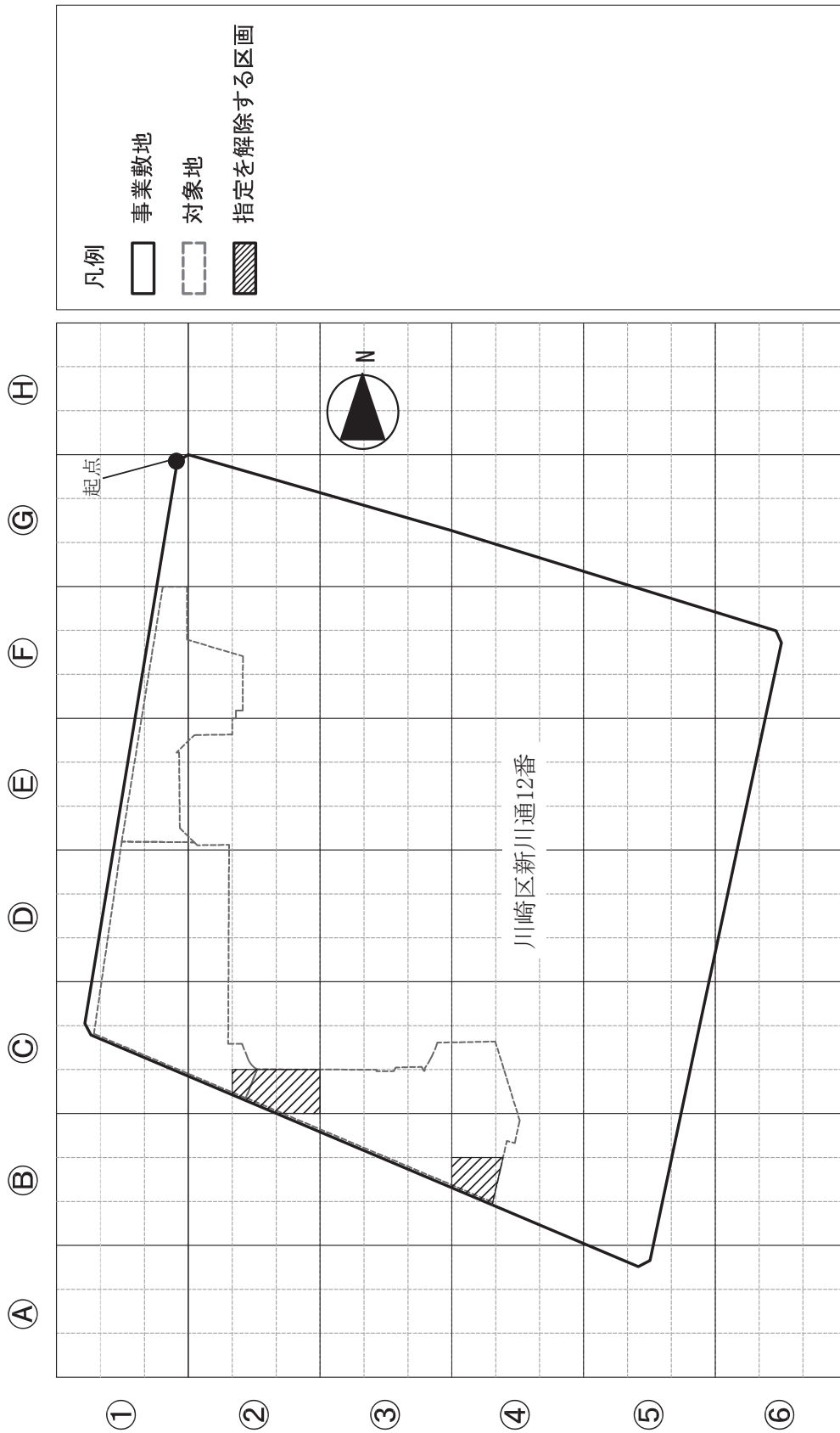
区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年7月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域
川崎区新川通12番の一部
(別図のとおり)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、六価クロム化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去、形質変更範囲の訂正



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第403号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日号外法律第80号)第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納事務及び介護保険法(平成9年12月17日号外法律第123号)第144条の2の規定に基づき、介護保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項の規定、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年10月19日号外政令第318号)第33条第1項の規定及び介護保険法施行令(平成10年12月24日号外政令第412号)第45条の7の規定により告示します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

記

1 受託者の住所及び名称

所在地 横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
名称 日本電気株式会社 神奈川支社
代表者 支社長 米本 期子

所在地 川崎市中原区市ノ坪150

名称 株式会社 東計電算
代表者 代表取締役 甲田 英毅

2 委託期間

令和3年7月1日から令和6年9月30日まで

川崎市告示第404号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年7月27日から令和3年8月10日まで一般の縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It details the changes to the road area for the 18th road in the Tsurumi ward.

川崎市告示第405号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年7月27日から令和3年8月10日まで一般の縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It details the changes to the road area for the 89th road in the Tamate ward.

川崎市告示第406号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年7月27日から令和3年8月10日まで一般の縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It details the start of road use for the 89th road in the Tamate ward.

川崎市告示第407号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(新規)

ア 市長

2件

(2) 保有個人情報業務(新規)

- ア 市 長 1 件
 2 届出書
 別紙のとおり (省略)

川崎市告示第408号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
- (1) 目的外利用
- ア 市 長 5 件
 イ 病院事業管理者 1 件
 ウ 消 防 長 1 件
 エ 教育委員会 1 件
- (2) 外部提供
- ア 市 長 13件
 イ 上下水道事業管理者 1 件
 ウ 病院事業管理者 1 件
 エ 消 防 長 5 件
 オ 教育委員会 1 件
- 2 届出書
 別紙のとおり (省略)

川崎市告示第409号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条1項の規定に基づき、学校給食費の収納事務の一部を下記の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。 令和3年7月27日

川崎市長 福田紀彦

記

- 1 受託者の住所及び名称
- 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
 名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 代表者 代表取締役社長 本間 洋
- 2 委託期間
 令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

川崎市告示第410号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたの

で、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第413号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第414号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療

支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第415号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第416号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第417号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和3年7月30日

川崎市長 福田紀彦

No.	指定年月日	15条指定医名	医療機関名	医療機関所在地	診療科目	担当する障害分野
1	令和3年8月1日	ヤギ ヒロミチ 八木 浩倫	医社)三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢都古 255	眼科	視覚障害
2	令和3年8月1日	シバタ マサキ 柴田 匡幾	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	眼科	視覚障害
3	令和3年8月1日	クメガワ コウイチ 久米川 浩一	日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通 1-2-1	眼科	視覚障害
4	令和3年8月1日	ニシムラ ユウジ 西村 幸司	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び 音声・言語又はそしゃく 機能障害
5	令和3年8月1日	ナガハラ カナ 長原 佳菜	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び 音声・言語又はそしゃく 機能障害
6	令和3年8月1日	ナカヤマ リエ 中山 梨絵	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通 12-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び 音声・言語又はそしゃく 機能障害
7	令和3年8月1日	イトウ ユウスケ 伊藤 友祐	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害
8	令和3年8月1日	スガノ ユウキ 菅野 雄紀	日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通 1-2-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害及び 音声・言語又はそしゃく 機能障害
9	令和3年8月1日	ヌマガミ ヨシヒロ 沼上 佳寛	医社)三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢都古 255	脳神経外科	音声・言語又はそしゃく機 能障害及び肢体不自由
10	令和3年8月1日	クラナリ ユウキ 織成 勇紀	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通 12-1	脳神経外科	音声・言語又はそしゃく機 能障害及び肢体不自由
11	令和3年8月1日	コガ ノブタロウ 古賀 信太郎	川崎ヒューマンクリニック	神奈川県川崎市宮前区小台 1-17-3	リハビリテーション 科・内科	音声・言語又はそしゃく機 能障害及び肢体不自由
12	令和3年8月1日	クマヤオウド ユウダイ 熊埜御堂 雄大	独法)労働者健康安全機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月吉町 1-1	整形外科	肢体不自由
13	令和3年8月1日	スガ ヒロタカ 菅 浩隆	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	形成外科	肢体不自由
14	令和3年8月1日	スギハラ タカヒコ 杉原 毅彦	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
15	令和3年8月1日	モリ マサアキ 森 雅亮	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
16	令和3年8月1日	イシザキ ヨシキ 石崎 克樹	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
17	令和3年8月1日	ハヤシユウコ 林 祐子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
18	令和3年8月1日	ヒナガ ユウセイ 元永 裕生	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
19	令和3年8月1日	ヨシオカ コウヘイ 吉岡 耕平	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
20	令和3年8月1日	ミズノ ミヨクニ 水野 美邦	医社)三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢都古 255	脳神経内科	肢体不自由
21	令和3年8月1日	ヒライ タロウ 荻井 太郎	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	整形外科	肢体不自由
22	令和3年8月1日	シライ トシハル 白井 利明	南加瀬らしい整形外科クリニッ ク	神奈川県川崎市幸区南加瀬 2-6-8	整形外科・リハビリテ ーション科・リウマチ科	肢体不自由
23	令和3年8月1日	イフモト ナオタカ 岩本 直高	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	脳神経外科	肢体不自由
24	令和3年8月1日	ナカミチ コノアキ 中道 憲明	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通 12-1	整形外科	肢体不自由
25	令和3年8月1日	ミキ シンヤ 三木 慎也	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	整形外科	肢体不自由

No.	指定年月日	15条指定医名	医療機関名	医療機関所在地	診療科目	担当する障害分野
26	令和3年8月1日	カワカミ ミサト 川上 美里	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
27	令和3年8月1日	イシヤマ ナオキ 飯島 直樹	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	脳神経内科	肢体不自由
28	令和3年8月1日	ナリキヨ ミチヒサ 成清 道久	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町 31-27	脳神経外科	肢体不自由
29	令和3年8月1日	オリメ ユキヒコ 折目 由紀彦	ナカオカクリニック	神奈川県川崎市幸区下平間 38	循環器科 心臓血管外科	心臓機能障害
30	令和3年8月1日	ドイ ヒロシ 土肥 宏志	社医財)石心会 川崎幸クリニック	神奈川県川崎市幸区南幸町 1-27-1	内科	心臓機能障害
31	令和3年8月1日	ミヤガワ ムツキ 宮川 睦喜	医)誠医会 宮川病院	神奈川県川崎市川崎区大師駅前 2-13-13	内科	心臓機能障害
32	令和3年8月1日	コバヤシ ケンスケ 小林 健介	独法)労働者健康安全機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1	心臓血管外科	心臓機能障害
33	令和3年8月1日	スチ 太郎 須知 太郎	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
34	令和3年8月1日	ナカヤマ ユイ 中山 由衣	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
35	令和3年8月1日	スズキ トモミ 鈴木 知美	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原 1-30-37	循環器内科	心臓機能障害
36	令和3年8月1日	オオニシ タケユキ 大西 隆行	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町 31-27	循環器内科	心臓機能障害
37	令和3年8月1日	フクミ モトキ 福富 基城	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-2 7	循環器内科	心臓機能障害
38	令和3年8月1日	ワタベ マサト 渡部 真人	医社)ダイアステップ高津駅前ク リニック	神奈川県川崎市高津区二子 5-2-5 第1井上ビル2A	内科	呼吸器機能障害
39	令和3年8月1日	フジオカ ヒカリ 藤岡 ひかり	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	内科	呼吸器機能障害
40	令和3年8月1日	ホサカ ユウスケ 保坂 悠介	在宅テラス診療所なかはら	神奈川県川崎市中原区下小田中 3-16-5 1F	内科・呼吸器内科	呼吸器機能障害
41	令和3年8月1日	シマダ アヤコ 島田 絢子	医社)三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢都古 255	呼吸器内科	呼吸器機能障害
42	令和3年8月1日	ノムラ コウイチ 野邑 浩一	医)誠医会 宮川病院	神奈川県川崎市川崎区大師駅前 2-13-13	内科	呼吸器機能障害
43	令和3年8月1日	オオヤマ ケイ 大山 慧	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	小児外科	呼吸器機能障害
44	令和3年8月1日	シダ アツコ 石田 敦子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
45	令和3年8月1日	ホリウチ カズヤ 堀内 一哉	医社)One-For-all そめや内科クリニック	神奈川県川崎市高津区末長 1-45-1 秋本ビル1F	内科・呼吸器内科・ 消化器内科・循環 器内科	呼吸器機能障害
46	令和3年8月1日	ナガヤマ カズヒロ 長山 和弘	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町 31-27	呼吸器外科	呼吸器機能障害
47	令和3年8月1日	シノダ カズブ 篠田 和伸	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	腎泌尿器外科	じん臓機能障害及びぼう こう又は直腸機能障害
48	令和3年8月1日	ハギワラ ソウ 萩原 壮	医社)葵会 AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田町 2-9-1	腎臓内科	じん臓機能障害
49	令和3年8月1日	イノウエ トモヒコ 井上 友彦	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	腎臓高血圧内科	じん臓機能障害
50	令和3年8月1日	ヤマダ ショウヘイ 山田 将平	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原 1-30-37	腎臓・高血圧内科	じん臓機能障害
51	令和3年8月1日	ナカノ エイジ 中野 栄治	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	小児科	じん臓機能障害
52	令和3年8月1日	ナカガワ ユウタ 中川 雄太	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町 1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
53	令和3年8月1日	アラカフ ユウスケ 荒川 裕輔	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町 1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
54	令和3年8月1日	サカガキ タダユキ 櫻川 忠之	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原区井田 2-27-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害

No.	指定年月日	15条指定医名	医療機関名	医療機関所在地	診療科目	担当する障害分野
55	令和3年8月1日	ノミヤ アキラ 野宮 明	独法)労働者健康安全機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障 害
56	令和3年8月1日	ヒライ タカヒト 平井 隆仁	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	神奈川県川崎市川崎区桜本 2-1-5	外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
57	令和3年8月1日	チカラインケンタロウ 力石 健太郎	医社)三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢都古 255	外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
58	令和3年8月1日	ヌエダ ムウスケ 前田 裕介	虎の門病院分院	神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷 1-3-1	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
59	令和3年8月1日	シゲタ ケイスケ 茂田 啓介	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通 12-1	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障 害
60	令和3年8月1日	イダ ケイスケ 井田 圭亮	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
61	令和3年8月1日	ツジカワ タクユキ 辻川 尊之	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
62	令和3年8月1日	ツナシマ ヒロミチ 綱島 弘道	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
63	令和3年8月1日	ドイ シンペイ 土井 晋平	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
64	令和3年8月1日	フナベ ハラ アヤコ 渡邊(原) 彩子	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
65	令和3年8月1日	フナガミ アヤコ 淵上 綾子	日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通 1-2-1	内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
66	令和3年8月1日	タナカ クニヒデ 田中 邦英	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	小児外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
67	令和3年8月1日	ツチハシ アツヒト 土橋 篤仁	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
68	令和3年8月1日	ヒサツネ ヤスヒト 久恒 靖人	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
69	令和3年8月1日	アダチ ヨウコ 足立 陽子	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原区井田 2-27-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障 害
70	令和3年8月1日	アダチ タカコ 足立 貴子	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
71	令和3年8月1日	カツクラ ノブヒロ 勝倉 暢洋	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害
72	令和3年8月1日	マツモト コウタロウ 松本 光太郎	帝京大学医学部 附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1	消化器内科	肝臓機能障害

川崎市告示第418号

令和3年7月30日

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更します。

川崎市長 福田紀彦

1. 県内外からの異動

Table with 7 columns: No., 変更年月日, 氏名, 担当する障害分野, 診療科目, 新所属名(所在地), 旧所属名(所在地). Contains 10 rows of personnel transfer information.

2. 川崎市内の異動

Table with 7 columns: No., 変更年月日, 氏名, 担当する障害分野, 診療科目, 新所属名(所在地), 旧所属名(所在地). Contains 10 rows of personnel transfer information within the city.

3. 指定医師の兼務

Table with 7 columns: No., 変更年月日, 氏名, 担当する障害分野, 診療科目, 兼務先(所在地), 本務の医療機関名(所在地). Contains 3 rows of part-time assignment information.

4	令和3年4月1日	トモヒロ 智弘	ぼうこう・直腸	泌尿器科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
5	令和3年4月1日	マツザワ シン 松澤 慎	呼吸器	呼吸器内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
6	令和3年4月1日	オカザキ ヒロシ 岡崎 裕司	肢体不自由	整形外科	独法)労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
7	令和3年8月1日	ナガハラ カナ 長原 佳菜	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎西部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平2-6-1)	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
8	令和3年2月1日	カワダ 孝夫	じん臓	腎臓内科	AOI国際病院 (神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1)	湘野辺総合病院 (神奈川県相模原市湘野辺3-2-8)
9	令和3年4月1日	タカツカ ヒロシ 高塚 博	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	南部在宅支援室診療所 (神奈川県川崎市川崎区日進町5-1)	総合リハビリテーション推進センター (神奈川県川崎市川崎区日進町5-1)
10	令和3年4月1日	ナカムラ マチ 中村 学	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	医社)麻生総合病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-25-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
11	令和3年8月1日	スガノ ユウキ 菅野 雄紀	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
12	令和3年8月1日	フチガミ アヤコ 淵上 綾子	ぼうこう・直腸及び小腸	内科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
13	令和3年8月1日	クメガワ コウイチ 久米川 浩一	視覚	眼科	医療法人社団こうかん会 こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
14	令和3年4月1日	アンドウ ケイコ 安藤 徳彦	肢体不自由	リハビリテーション科	川崎市中部地域支援室診療所 (神奈川県川崎市中原区井田3-16-1)	神奈川県立足柄上病院 (神奈川県足柄上郡松田町松田惣領866-1)

4. 内容変更

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	変更内容	変更後	変更前
1	令和3年4月1日	タカツカ ヒロシ 高塚 博	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	医療機関の所在地・名称変更	川崎市総合リハビリテーション推進センター (神奈川県川崎市川崎区日進町5-1)	川崎市障害者更生相談所 (神奈川県川崎市高津区6-14-10)
2	令和3年4月1日	タカツカ ヒロシ 高塚 博	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	医療機関の名称変更	川崎市中部地域支援室診療所	井田障害者センター診療所
3	令和3年4月1日	タカツカ ヒロシ 高塚 博	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	医療機関の名称変更	川崎市北部地域支援室診療所	百合丘障害者センター診療所
4	令和3年4月1日	サイトウ カオル 齋藤 薫	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	医療機関の名称変更	川崎市北部地域支援室診療所	百合丘障害者センター診療所
5	令和3年4月19日	トモヒロ タダヒサ 友廣 忠寿	じん臓	医療機関の住所変更	医療法人社団 登戸クリニック(神奈川県川崎市多摩区登戸2566-1 GranSoleil101・201)	医療法人社団 登戸クリニック (神奈川県川崎市多摩区登戸3388-3)

川崎市告示第419号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消しま

す。

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

No.	取消年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	元の医療機関名(所在地)
1	令和3年4月1日	ミカミ コウシ 三上 公志	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
2	令和3年4月1日	ミツハシ ショウタ 三橋 祥太	肢体不自由	整形外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
3	令和3年1月1日	カシマ リョウ 上嶋 亮	心臓	内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
4	令和3年3月31日	フルヤ ナオキ 古屋 直樹	呼吸	呼吸器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
5	令和3年4月1日	ニシホ カズマサ 西本 和正	肢体不自由	整形外科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)
6	令和3年3月31日	ツボタ マサヒト 坪田 雅仁	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
7	令和3年3月31日	ニシヤマ タカノリ 西山 崇経	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)
8	令和3年3月31日	タケザワ ハジメ 滝澤 始	呼吸	内科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
9	令和3年2月28日	エトウ クニオ 江東 邦夫	じん臓	腎泌尿器外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
10	令和3年3月31日	ホシオカ ヨシヒデ 星岡 賢英	肝臓	内科、消化器内科	社医財)石心会第二川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区都町39-1)
11	令和3年3月31日	フウ ホウホウ 柳 宝峰	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
12	令和3年3月31日	マツイ ヒデカズ 松井 秀和	肢体不自由	整形外科	川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)
13	令和3年3月31日	ナミカワ ユウイチ 浪川 雄一	視覚	眼科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
14	令和3年3月31日	ハクノ アキラ 白野 明	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	川崎市障害者更生相談所 (神奈川県川崎市川崎区日進町5-1)
15	令和3年5月1日	キタジマ カズキ 北島 和樹	じん臓及びぼうこう・直腸	腎泌尿器外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
16	令和2年3月31日	ワウ カズシ 黄 和吉	ぼうこう・直腸	泌尿器科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
17	令和3年3月31日	ゴトウ ヒサハル 五島 久陽	肢体不自由	脳神経外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
18	令和3年4月30日	スズキ テヤス 鈴木 禰保	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	脳神経外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
19	令和2年9月30日	カンノ ヒロノリ 貫野 宏典	ぼうこう・直腸及び小腸	外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
20	令和1年9月30日	フジムラ キミノ 藤村 公乃	肢体不自由	小児科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
21	平成31年3月31日	ミツハシ リョウスケ 三橋 良輔	視覚	眼科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢都古255)
22	令和3年5月31日	クロヤ サヤカ 黒屋 紗也香	じん臓	腎臓内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
23	令和3年5月31日	ナガエ ヒデキ 長江 秀樹	じん臓	小児外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)

川崎市告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により指定介護機関の辞退による廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定（案件1）

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第423号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、公園プール使用料の収納事務を次のとおり委託したので告示します。

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市幸区紺屋町30番地
株式会社 ジンダイ
代表取締役 今井 信
- 2 委託する業務の種類
大師プール、小倉西児童プール、平間児童プール、
稲田児童プールの使用料の収納事務
- 3 委託期間
令和3年8月1日から令和3年8月31日まで

公 告

川崎市公告第766号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	J R武蔵小杉駅新規改札口への歩行者ルート詳細設計委託
	履行場所	川崎市中原区新丸子東3丁目地内他
	履行期限	令和3年12月28日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門：道路）又はRCCM「道路」部門のいずれかの資格を有する者。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年8月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第767号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年7月16日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

脱炭素化取組促進に向けたガイドブック(仮)作成支援業務委託

(2) 履行場所

環境局地球環境推進室 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和4年3月24日

(4) 業務概要

ア 業務目的

本市においては、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、同年11月には脱炭素社会の実現に向け、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定しました。これを踏まえ、令和3年度中に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、新たな計画を策定することとしています。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要ですが、中小企業は大企業ほど脱炭素化の取組が進んでいないのが現状であり、中小企業の行動変容を引き起こしていくことが重要です。また、そのためには、グリーン投資の加速化など、金融機関による中小企業の取組支援の促進が必要不可欠です。

本事業では、市内中小企業が環境に配慮した経営を実践するよう、脱炭素化への理解向上、意識醸成、取組促進を目的とし、本市と金融機関が連携して支援する媒体として、ガイドブックの作成を検討します。

イ 業務概要

(ア) 検討会運営支援

(イ) ガイドブック作成支援

ウ 委託金額の上限

総額3,014,795円(消費税相当額含む)

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の

条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 評価委員会実施時(令和3年8月)に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他」、種目「99 その他」で登録されていること。
- (4) 過去5年間で、川崎市及び他官庁並びに民間のいずれかにおいて本業務に類似する業務等の契約実績を有すること。

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 目的等の理解度
- (2) 検討会運営支援
- (3) 企画力
- (4) 実現性
- (5) 積極性
- (6) 専門的知識
- (7) 人員配置
- (8) 企画内容と見積書の整合性

4 参加意向申出書の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、参加意向申出書(様式1)及び本業務に類似する業務等の契約実績を証する書類を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室(第3庁舎17階)

担当: 今井、佐藤

午前9時～午後5時

(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

電話 044-200-2169(直通)

FAX 044-200-3921

電子メール 30tisui@city.kawasaki.jp

参加意向申出書(様式1)は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000130714.html>)からのダウンロードも可能です。なお、本業務に類似する業務等の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

(2) 配布期間

令和3年7月16日(金)～令和3年7月28日(水)

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

(4) 提出期限

令和3年7月28日（水）午後5時

ただし、郵送の場合は令和3年7月28日（水）午後5時必着とします。

※令和3年7月28日（水）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

5 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和3年7月30日（金）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、川崎市環境局地球環境推進室窓口まで直接受け取りに来ようお願いいたします。（窓口については上記「4(1)」参照）

6 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

(1) 質問方法

質問書（様式2）を川崎市環境局地球環境推進室まで持参または電子メールにて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、上記「4(1)」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

(2) 受付期間

令和3年7月30日（金）～令和3年8月3日（火）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

令和3年8月5日（木）までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレス

レスを登録していない場合は、川崎市環境局地球環境推進室窓口まで直接受け取りに来ようお願いいたします。（窓口については上記「4(1)」参照）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) A4サイズ、片面14枚以内（表紙は含まず。）

(イ) 正1部と副9部の計10部（正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。）

イ 見積書

(ア) A4サイズ、枚数は任意（見積額とその積算の根拠を示すこと。）

(イ) 正1部と副9部の計10部（正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。）

ウ 業務実績及び担当者の経験等を示す書類

(ア) A4サイズ、枚数は任意

(イ) 正1部と副9部の計10部（正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。）

(2) 提出方法

川崎市環境局地球環境推進室窓口で持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。（窓口については上記「4(1)」参照）

(3) 提出期限

令和3年8月23日（月）午後3時

ただし、郵送の場合は令和3年8月23日（月）午後3時必着とします。

※令和3年8月23日（月）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

8 評価委員会の開催

(1) 開催日

令和3年8月27日（金）（予定）

(2) 評価項目・配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点	配点
企画提案	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか	5
	②検討会運営支援	活発な議論を展開させるための具体的且つ魅力的な提案が示されているか	15
	③企画力	本業務の目的達成に向けた、創意工夫を凝らした魅力的且つ具体的な提案が示されているか	15
	④実現性	現実的なスケジュールに基づく実現性の高い提案となっているか	15
	⑤積極性	業務に対して意欲的に取り組む姿勢があるか	10
実施体制等	⑥専門的知識	本業務の遂行にあたり、魅力的な知見等を有しているか	10
	⑦人員配置	安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか	5
見積	⑧企画内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目②、③及び④は3倍、評価項目⑤及び⑥は2倍にして計算します。

(3) 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

(ア) 評価項目②、③及び④の合計点が最も高い事業者

(イ) (ア) に該当する事業者が複数ある場合、評価項目⑤及び⑥の合計点が最も高い事業者

(ウ) (イ) に該当する事業者が複数ある場合、評価項目①及び⑦の合計点が最も高い事業者

上記により選考が難しい場合は、協議により順位を決定します。

9 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届(様式3)を令和3年8月23日(月)午後3時までに川崎市環境局地球環境推進室窓口(持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)してください。(窓口については上記「4(1)」参照)

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) 審査結果の通知

令和3年8月下旬に通知します。

(7) 契約保証金

免除とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 各種書類提出先・問い合わせ先

4(1)と同じ。

(10) その他

ア 詳細につきましては、募集要領を御参照ください。

イ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第768号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区諏訪2丁目450番1

ほか4筆の一部

856平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区諏訪2丁目10-2

小黒 榮一

3 建築物の用途

共同住宅

計画戸数:15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年4月9日

川崎市指令 ま宅審(イ)第1号

川崎市公告第769号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年7月20日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権							利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所		
麻生区岡上 字天神谷戸976	畑	4,721	梶 睦子	川崎市麻生区 岡上746	貸借権	普通畑	令和3年 8月1日	令和6年 7月31日	円 31,500	毎年4月末 日までに貸 手の口座へ 入金する。	梶 俊夫	川崎市麻生区 岡上510-9	貸借	
麻生区岡上 字梨子ノ木1277	畑	1,770	梶 伊佐雄	川崎市麻生区 岡上980	貸借権	普通畑	令和3年 11月1日	令和6年 10月31日	円 30,000	毎年12月末 日までに貸 手宅へ持参 する。	田邊 裕崇	川崎市宮前区 馬絹6-19-15	貸借	
麻生区栗木 字二号256-1 麻生区栗木 字二号256-3	畑 畑	1,584 840	森 恒雄	川崎市麻生区 王禅寺西7-6-1	貸借権	普通畑	令和4年 1月1日	令和6年 12月31日	円 20,000	毎年1月末 日までに貸 手の口座へ 入金する。	田邊 裕崇	川崎市宮前区 馬絹6-19-15	貸借	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第770号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年7月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宮前ショッピングセンター
川崎市宮前区犬蔵三丁目9番12号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
代表取締役 梅田 圭
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 中野 武夫
(変更後) みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 梅田 圭
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区 上木崎一丁目13番1号	代表取締役 渡邊 修
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 五丁目51番12号	代表取締役 上田 真

他1社 変更なし

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	下作延かつら公園ほか遊具更新工事
	履行場所	川崎市高津区下作延2丁目6-1ほか
	履行期限	契約の日から令和3年12月28日まで

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社 ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区 上木崎一丁目13番1号	代表取締役 坂本 晴彦
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 五丁目51番12号	代表取締役 古瀬 良多

他1社 変更なし

4 変更の年月日

- (1) 令和2年4月1日
- (2) 株式会社ビバホームの名称変更
令和2年11月10日
株式会社ビバホームの代表者変更
令和3年4月1日
株式会社マルエツの代表者変更
平成30年3月1日

5 変更する理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 小売業者の名称及び代表者変更のため

6 届出の年月日

令和3年7月16日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和3年7月21日から令和3年11月21日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和3年11月21日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第771号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月21日

川崎市長 福田紀彦

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 市道荻宿小田中線(Ⅰ)舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月住吉町33番地先
	履 行 期 限 契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	(11) 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 市道小倉67号線道路補修（打換）工事
	履行場所 川崎市幸区小倉5丁目7番地先
	履行期限 契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 幸区内道路補修(緊急21-2)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市幸区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 狭あい道路舗装整備1号工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区、幸区、中原区及び高津区
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>

参加資格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月18日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 狭あい道路舗装整備2号工事
	履行場所 川崎市宮前区、多摩区及び麻生区
	履行期限 契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月 18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 養護老人ホーム恵楽園ナースコールその他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区下作延2丁目26番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気通信工業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 中央卸売市場北部市場電力量計測設備更新工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月25日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 浮島処理センター空気調和設備改修その2工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浮島町509番地1
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名 麻生市民館・図書館トイレ改修その他工事（第1期）
	履行場所 川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
	履行期限 契約の日から令和4年5月20日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第772号

入札公告

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎国際エコビジネスフォーラム開催等支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内その他

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」及び「翻訳、速記」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市、他官公庁又は民間において、同種の業務である次の全ての業務の契約実績を有すること。

ア 過去5年間に、環境分野での会議、シンポジウムの開催等支援業務実績

イ 過去5年間に、国際会議、国際シンポジウムの開催等支援業務実績

ウ 過去2年間に、オンラインセミナーの生配信業務及び同時通訳業務実績

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所事業推進担当

松浦、澤田

電話 044-276-9118

FAX 044-288-3156

E-mail 3kokuse@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年7月30日(金)の9時から16時まで

(3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

※ 提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(事前に電話にてご連絡ください。)(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年8月4日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和3年8月4日(水)の9時から16時まで(12時から13時までの間は除く。)

(2) 受取り先

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和3年8月5日(木)から令和3年8月6日(金)まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付し、電話にて送付した旨お伝えください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年8月11日(水)に、全参加者あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することが

できません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。

ア 入札・開札の日時

令和3年8月20日(金)10時00分

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第773号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

国民健康保険料年間収納状況通知書作成及び圧着業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局収納管理課及び本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年11月30日まで

(4) 委託概要

「国民健康保険料年間収納状況通知書作成及び圧着業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市国民健康保険システム(NEC製「COKAS-X」)を使用)で取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること。

ア MS明朝(JIS90)

イ MS明朝用外字フォント(Windowsの外字機能)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※ 上記イからエのフォントを制御するソフトウェアとして「FontAvenue外字コントロール2000」(NEC製)があります。

※ 上記イからエのフォントについて、編集可能なデータ形式(拡張子:.TTF/.TTE)で配布することが可能です。

(5) 平成31年4月1日以降に、本市または同規模程度の官公庁(政令指定都市等)において、類似の業務(一度に扱うデータ件数が200,000件以上となる封入物の作成及び印字業務)に関する契約実績があり、問題なく履行したこと。

(6) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、実績調書、2(5)の契約実績を証する書類及び2(6)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地

(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部収納管理課

(担当 佐藤・吉田)

電 話 044-200-3595(直通)

F A X 044-200-3930

E-mail 40syunou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調書

ウ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

エ プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスを登録している者には、令和3年8月5日(木)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委任先メールアドレスを登録していないものには、令和3年8月5日(木)の午前9時から午後5時までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年8月5日(木)から令和3年8月10日(火)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和3年8月12日(木)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和3年8月24日(火)午前10時00分

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室(A)

(2) 入札方法

ア 入札は、単価で行います。入札書に記載する入札金額は、1件あたりの見積単価(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)に記載してください。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を

用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第774号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る低栄養改善指導モデル事業業務委託(幸区)

(2) 履行場所

幸区内及び受注者事業所内等

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

「令和3年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る低栄養改善指導モデル事業業務委託(幸区)仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(地方自治法施行令第167条の4参照)

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
(担当 高橋)

電話 044-200-0085(直通)

FAX 044-200-3930

E-mail 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配付も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和3年8月6日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和3年8月6日(金)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様書等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年8月6日(金)から令和3年8月10日(火)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和3年8月13日(金)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等

に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和3年8月18日(水)午前10時00分

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階
川崎市パレール12階会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、入札説明書に添付の所定の入札(見積)内訳書を添付した入札書をもって行います。なお、人件費については、単価についても併せて当市に開示するものとします。

イ 入札は、総価によって行います。そのため、人件費については、単価に予定数量を乗じた合計額を計上し、物件費については、事務運営に係る各費用一式を計上してください。

ウ 代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

エ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を1回、計2回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第775号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1-9-3 議会局議事調査部 議事課

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年2月10日まで

(4) 委託概要

議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務の委託。詳細は「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1-9-3

議会局議事調査部議事課 担当 井汲、山口

電話 044-200-3373

(2) 配布、提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年7月30日(金)まで

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」の「6 資格条件(1)~(3)」を確認できる書類

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る)とします。

ただし郵送の場合は期間最終日午後5時までに必着とします。

※ 提出書類の不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

4 入札説明書及び仕様書の縦覧等

入札説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において

縦覧に供します。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和3年8月3日(火)までに入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、FAXで入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様に関する質問、回答等

(1) 連絡先

川崎市川崎区砂子1-9-3

議会局議事調査部議事課 担当 井汲、山口

電話 044-200-3373

(2) 質問書受付期間

令和3年8月3日(火)午前8時30分から令和3年8月6日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。

電子メール 98gizi@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3953

(5) 回答方法

令和3年8月11日(水)に参加資格を有する全社に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

(6) その他

本業務対象資料について、B4サイズは厚さ約2.5cm程度、A4サイズ以下(A4、A5、B5)は厚さ約1cm~8.5cm程度になります。

本業務対象資料の装丁については、前年度(一般製本)とは異なり、上製本(表紙・背表紙 クロス素材)になりますので必要に応じて現物の御確認をお願いします。確認を希望される場合は、8月6日(金)午後5時までに電話で御連絡をください。来庁いただく日時を決めさせていただきます。なるべく早めに御連絡をお願いいたします。

7 一般競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、1コマあたりの金額(税抜き)で行うこととし、入札書による紙入札方式とします。

入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

- (2) 入札書の提出方法
持参とします。
- (3) 入札・開札の日時
令和3年8月23日(月)午後3時
- (4) 入札・開札の場所
川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室
- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成の要否
必要とします。
- (2) 契約保証金
免除とします。
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第776号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター自動ドア保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターごみ焼却処理棟、資源化处理施設及びかわさきエコ暮らし未

来館に設置されている自動ドアの機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の自動ドア保守点検業務の契約実績を有すること。
- (5) 自動ドア保守点検業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。
なお、必要な資格は次のとおりとする。

ア 自動ドア施工技能士

- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)(5)の書類を提出してください。また、業務の一部を再委託する場合は、上記2の(6)を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区浮島町509番地1
川崎市浮島処理センター4階 事務室
浮島処理センター 技術係 田所、伊藤
電話 044-287-9600

※ 競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)9時から17時まで
(日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の資格証の写し
- ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年8月16日(月)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和3年8月16日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年8月16日(月)から令和3年8月20日(金)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ukisi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-287-9600

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年8月26日(木)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年9月2日(木)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
川崎市浮島処理センター4階
第1会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規

定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第777号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 南部リサイクルセンター空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区夜光3丁目1-3

(3) 履行期間 契約締結日から令和3年12月28日(火)まで

(4) 業務概要 本仕様書は、南部リサイクルセンターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁において、同種の空気圧縮機の点検整備業務または補修工事の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 向原
電話 044-200-2587 (直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)9時から17時まで(土、日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和3年8月10日(火)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和3年8月10日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和3年8月10日(火)から令和3年8月13日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式
「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。
- (3) 質問受付方法
持参または電子メール、FAXによります。
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法
令和3年8月18日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年8月26日(木)11時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第778号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センタークレーン設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和4年2月16日(水)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されているクレーン設備を「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」に基づき、機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種のクレーン設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

なお、主に必要な有資格者及び技術者は次のとおりとする。

- ア クレーン運転士
- イ 玉掛け技能講習修了者
- ウ ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)の証明書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当 山口、渡邊、白木
電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)9時から17時まで
(日曜日及び12時～13時を除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 上記2(5)の資格証の写し
- エ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年8月10日(火)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年8月10日(火)9時から17時まで(12時から13時を除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年8月10日(火)9時から令和3年8月13

- 日(金)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
令和3年8月18日(水)
全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年8月20日(金)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧でき

ます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第779号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター空気圧縮機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和3年11月30日(火)まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同等の空気圧縮機点検整備業務の契約実績を有すること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 大久保
電話 044-200-2588 (直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和3年7月26日(月)から令和3年8月3日(火)9時から17時まで
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年8月16日(月)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和3年8月16日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和3年8月16日(月)から令和3年8月19日(木)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和3年8月23日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和3年8月30日(月)10時
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(5) 入札保証金 免除
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 要(10%)
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第780号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	上河原頭首工ゲート(引上式)長寿命化(修繕)詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目21番地先
	履行期限	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道麻生2号線道路詳細設計委託
	履行場所	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目21番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 現場代理人は技術士(建設部門:道路)の資格を有する者を配置すること。 (5) 測量主任技師は測量士の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年8月31日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	市道金程105号線道路防護(設計)委託
	履行場所	川崎市麻生区金程1丁目31番地先
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 管理技術者は、技術士(建設部門:道路)の資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士(建設部門:道路または土質および基礎)の資格を有する者であること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年8月31日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第781号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザ暖房真空ポンプ整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区下新作1-19-1 川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザに設置している暖房真空ポンプの交換、整備、調整試験等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してく

ださい。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153(直通)

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年7月30日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年8月3日(火)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年8月3日(火)から令和3年8月5日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和3年8月10日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年8月17日(火)午後4時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第782号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度戸別受信機更新事前調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎ほか 111箇所

(3) 履行期間

契約日から令和3年11月30日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設や住民組織代表者宅等に設置しているアナログ方式同報系防災行政無線戸別受信機を、デジタル方式同報系防災行政無線戸別受信機に更新するため、必要な事前調査と報告書の作成を実施する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の点検等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 災害システム担当
電話 044-200-2856(直通)
FAX 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から7月30日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年8月2日(月)の午前8時30分から正午までとします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。ま

た、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年8月5日(木)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年7月26日(月)から8月5日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年8月6日(金)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年8月18日(水)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各

号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年8月20日（金） 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第783号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度緊急地震速報館内放送設備連動改修事前調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 市役所第3庁舎ほか 28箇所

(3) 履行期間

契約日から令和3年11月30日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設等において、施設利用者や職員へ、緊急地震速報を初めとする防災情報を迅速に提供する機能を実現するため、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機と館内放送設備を接続するために必要となる事前調査と報告書の作成を実施するものとする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の点検等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す

る書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持
参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電 話 044-200-2856 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日（月）から7月30日（金）まで
の午前8時30分から午後5時まで及び令和3年8月
2日（月）の午前8時30分から正午までとします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3
(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所にお
いて、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供す
るとともに、希望者には印刷物を配布します。また、
川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
において、本件の公表情報詳細のページから
ダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者
には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付
します。

(1) 日時

令和3年8月5日（木）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、同日
の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年7月26日（月）から8月5日（木）まで
の午前8時30分から午後5時まで及び令和3年8月
6日（金）午前8時30分から正午までとします。た
だし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時
までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。
（電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付し
た旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の
問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合
わせ先」に同じ。ただし、「6(2)
質問受付期間」の期間内に必着の
こと。

(5) 回答方法

令和3年8月18日（水）に、一般競争入札参加資
格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF
A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参
加資格を満たしていない者からの質問に関しては回
答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封印して持参して
ください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札
書に記載した金額の10%）を加算した金額をもっ
て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年8月20日（金）
午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第784号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 産業廃棄物(汚泥)収集運搬・処分業務
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和3年10月31日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

(4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 平井

電話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)～令和3年7月29日(木)
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

(1) 積算用資料

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和3年8月2日(月)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和3年8月2日(月)～令和3年8月4日(水)
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和3年8月6日(金)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和3年8月17日(火)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3-3
川崎市役所第4庁舎4階第7
会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除

- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第785号

入 札 公 告

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内
- (3) 履行期間 契約日から令和3年12月28日まで
- (4) 業務概要

海底トンネル内に雨水等と共に流入する土砂の分離効果を向上させ、排水施設(水中ポンプ)の故障等による障害を防止し、施設を良好に維持するため、川崎港海底トンネル内の排水施設を浚渫清掃して、汚泥等の産業廃棄物を収集し、保管場所まで運搬するものです。

詳細については、「川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者
- (4) 川崎市もしくは神奈川県より、汚泥の収集運搬許可を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(汚泥を含む)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年8月5日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年8月5日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年8月6日(金)午前9時から令和3年8月11日(水)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年8月18日(水)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年8月31日(火) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第786号

入 札 公 告

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
海底トンネル照明設備及び交通管制・測定設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区千鳥町6-5地先ほか
- (3) 履行期間
契約日から令和3年12月24日まで
- (4) 業務概要
川崎港海底トンネル通行車両の安全を確保するため、照明設備、交通管制設備及び交通量測定設備の機能を正常かつ良好に維持することを目的とした委託であり、対象設備の点検及び管球類の交換を行う。
(委託設備)
・トンネル照明設備 一式(人道入口照明18基・人道照明249基)
・交通管制設備 一式(門型入口情報板・トンネル内情報板・障害物表示灯ほか)
・交通量測定設備 一式(超音波送受器・車両計測装置ほか)
詳細については、「海底トンネル照明設備及び交通管制・測定設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年8月5日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年8月5日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年8月6日(金)午前9時から令和3年8月11日(水)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年8月18日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年8月30日(月)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第787号

入 札 公 告

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

港湾施設点検調査及び維持管理計画更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎港内

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月18日まで

(4) 業務概要

本委託は「港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第6項の規定による技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、対象港湾施設の点検及び調査を実施し、維持管理計画の策定(更新)を行うものである。

深淺測量……………1式

現地調査…………… 1式
 計画書策定(更新) …… 1式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港」で登録されている者
- (4) 次の要件を満たす者を配置できること。

- ア 管理技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空港)、技術士(総合技術監理部門:建設-港湾及び空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。
- イ 照査技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空港)、技術士(総合技術監理部門:建設-港湾及び空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869
 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
 川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
 電話番号 044-287-6014
 F A X 044-287-6038
 E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月2日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 2(4)に記載された要件を満たしていることを証する書類(資格証の写しなど)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦

覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年8月6日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年8月6日(金)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年8月16日(月)午前9時から令和3年8月18日(水)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年8月23日(月)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月3日(金)午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ

(4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>) をご覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登

録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第788号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度新型コロナウイルス感染症HER-SYS及びTeamデータ入力業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局保健所感染症対策課指定場所

(3) 履行期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

厚生労働省が提供する「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」(HER-SYS)に新型コロナウイルス感染症患者又はその濃厚接触者の情報を入力する。また、入力内容の確認を行い必要に応じて修正する。

併せて、神奈川県が提供する「神奈川県医療連携システム」(Team)に同感染症患者情報を入力し、入力内容から一定条件に応じた患者情報を抽出する。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に記載されていること

(4) 官公庁において、当該契約の種類と規模をほぼ同じくする契約実績があること

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

川崎市幸区堀川町580番
健康福祉局保健所感染症対策課(担当 土肥)
電 話 044-200-2343
F A X 044-200-3928
E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年7月30日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
なお、アは川崎市のホームページからもダウンロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年8月2日(月)までに送付します。メールアドレスの登録がない場合は、郵送します。

6 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)まで持参、もしくはF A X又は電子メールで送付してください。なお、「質問書」をF A X又は電子メールで送付した場合は、送付した旨を3(1)の担当宛てに電話で連絡してください。

(3) 受付期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月6日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年8月11日(水)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参とします。

イ 入札日時

令和3年8月13日(金)午前10時

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエアビル西館12階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

なお、入札金額は入札(見積)内訳一覧表に記載された予定数量に単価を乗じた金額の合計額となります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

要(10%)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第789号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平間・平間乳児保育園園舎解体撤去設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区上平間366番地
- (3) 履行期間 令和4年2月28日限り
- (4) 委託概要 解体撤去工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (2) 配布、提出期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月2日（月）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)と同じ
- (2) 交付・縦覧期間 3(2)と同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

電子メール：50kouken@city.kawasaki.jp

- (2) 受付期間

令和3年8月10日（火）午前9時から令和3年8月13日（金）午後5時まで（必着）

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)のメールアドレスにPDF化した質問書を送付してください。件名は「【質問書】委託件名」とし、本文には担当者名と連絡用の電話番号を記載してください。なお、メール送信後電話にて到達を確認してください。

（電話：044-200-2964）

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた

全ての者に対し、令和3年8月17日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月2日(木)午後2時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎15階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第790号

公募型プロポーザル方式について次の通り公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

小黒恵子童謡記念館貸付事業

2 貸付対象施設の概要

貸付対象施設は、市が所有する小黒恵子童謡記念館の土地、建物及び付随する設備及び物品などで、これらを活用した事業運営を希望する事業者に貸し付けるものとする。

(1) 名 称：小黒恵子童謡記念館

(2) 位 置：川崎市高津区諏訪3丁目13番8号

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 応募資格

- (1) 川崎市内に本社又は事業所を有する法人
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこととする。
- (8) コンプライアンスに関する規定(行動指針や推進体制等、コンプライアンスに関する基本事項を定めたもの)を有している者。

5 運営の条件

童謡記念館の運営にあたっては、「童謡文化体験の場」と「地域の憩い、交流の場」の2つをコンセプトとし、運営の条件を次のとおりとする。

- (1) 童謡記念館としての運営
- (2) 市民利用施設としての運営
- (3) 地域及び市との連携
- (4) 施設の維持管理
- (5) 展示物及び資料の適切な取扱
- (6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件に従うこと。

6 運営に係る補助金

補助対象経費及び補助金上限額等は、市ホームページ上に掲載する「小黒恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」を参照すること。

7 申請手続

(1) 事業及び申請書類等に関する質問

ア 提出期間

令和3年8月10日(火)から8月12日(木)午後5時まで

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室

ウ 提出方法

電子メール(着信確認を要する。)
メール 25bunka@city.kawasaki.jp

エ 回答

質問に対する回答は、8月20日(金)までに質問者に電子メールで送付するとともに、内容を市ホームページに掲載する。

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出期間

令和3年8月16日(月)から8月23日(月)まで(持参の場合は閉庁日を除く。郵送の場合は必着)

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室(所在地等は10を参照)

ウ 提出書類

参加意向申出書(様式1)

エ 提出方法

- (ア) 持参
- (イ) 郵送(書留等の配達記録が残る方法に限る。)

8 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和3年8月30日(月)から9月1日(水)まで

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

持参

(4) 申請書類

ア 貸付予定期間に属する令和4年度から令和8年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る事業計画書

イ 貸付予定期間に属する令和4年度から令和8年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る収支予算書及び経費見積書(様式3)

ウ 団体概要

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(イ) 令和元年度及び令和2年度における法人等の事業実績書

(ウ) 令和元年度及び令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(エ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書

(オ) 役員名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(ク) 過去2年間の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)等の人員表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表)

(ケ) 過去2年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)

エ 宣誓書(様式4)

オ 暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)

カ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式6)

キ コンプライアンスに関する規定(行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)(様式7)

ク 類似施設の運営実績を記載した書類(様式任意)

9 運営事業者の選定

(1) 審査基準

ア 施設の管理運営内容について

イ 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について

ウ 申請者自身についての評価

エ 申請者の取組みに関する事項

(2) 選定手続

ア 資格審査

イ 書類審査

ウ プレゼンテーション(日程等は決定次第、参加者に通知)

10 提出場所・問い合わせ先

川崎市市民文化局市民文化振興室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
電 話 044-200-2444
F A X 044-200-3248
メール 25bunka@city.kawasaki.jp

11 その他

- (1) 「小黒恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」及び各様式については、市ホームページ上に掲載する。
- (2) 詳細は、「小黒恵子童謡記念館貸付事業 募集要項」を参照すること。
- (3) 申請書類等作成に伴う費用は、申請者の負担とする。

川崎市公告第791号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年7月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
臨港消防署千鳥町出張所受変電設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区千鳥町15番4号
- (3) 履行期限
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 調達概要
臨港消防署千鳥町出張所に設置されている変圧器、高圧交流ガス開閉器、コンデンサ等の部品交換及び試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する

こと。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7
(川崎市消防局総合庁舎8階)
川崎市消防局総務部施設設備課
電話 044-223-2551 (直通)

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日から令和3年8月6日までの、午前9時から午後5時（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び資料の縦覧

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和3年8月10日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール (84sisetu@city.kawasaki.jp) にて提出。

(2) 受付期間

令和3年7月26日から令和3年8月13日までの、午前9時から午後5時（平日の正午～午後1時まで

及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和3年8月18日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月23日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第792号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

多摩区総合庁舎自動制御コントローラー長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

多摩区総合庁舎に設置されている自動制御コントローラーの交換及び試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1
多摩区役所まちづくり推進部総務課
電 話 044-935-3125（直通）
F A X 044-935-3391
電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年7月26日（月）から令和3年7月30日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3
(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3
(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者

には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年8月4日（水） 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年8月4日（水）から令和3年8月10日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-935-3391

(5) 回答方法

令和3年8月19日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年8月26日（木）午前10時00分

イ 入札場所

川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩区役所10階
1002会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の方で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約

及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第793号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度川崎市ホームページ品質向上支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティブロモーション推進室等

(3) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

本市ホームページは、平成24年度のリニューアルにより、障害のある方や高齢の方でも情報を取得しやすいウェブアクセシビリティに配慮したものとなりましたが、総務省が求めるウェブアクセシビリティの国内標準規格JIS X 8341-3:2016の「適合レベルAA準拠」を引き続き満たすには、定期検証や改善作業、職員研修などの継続した取組が必須です。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティに関するJIS基準及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の示す自治体サイト運用モデルの改定により、こうした対応の重要性は一層増しています。

本業務は、ホームページの品質を維持・向上し、ウェブアクセシビリティを担保するための定期検証や改善作業、職員研修などを実施するものです。詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に業種

「電算関連業務 他電算関連業務」種目「その他電算関連業務」で搭載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 「仕様書6 受託者の条件」について、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、この役務を確実に履行することができること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市ホームページにおいて、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を公開します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)にある類似の契約実績を証する書類（契約書及び仕様書の写し等業務内容がわかるもの、HTML数3万ページを超えるホームページであることについて、客観的に確認できる資料）を持参又は郵送により提出してください。

・「川崎市ホームページ」<https://www.city.kawasaki.jp/>
なお、入札説明会は実施しません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当

電 話 044-200-3606

F A X 044-200-3915

e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp

(2) 公開・提出期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月2日（月）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残るもので受付期間必着）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 令和3年8月3日（火）午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年8月3日（火）から令和3年8月4日（水）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）、平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又は郵送によります。

なお、電子メール又は郵送で送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年8月5日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年8月10日（火）午後1時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争
入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入
札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所
及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第794号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第
5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審
査課に備えて縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	東京都大田区下丸子1-9-20		
住所・氏名	井ノ口 和子		
道路位置の 地名・地番	神奈川県川崎市中原区上小田中二丁目515 番8の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	13.66メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第603号	廃止 年月日	令和3年 7月27日	

川崎市公告第795号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	一般国道409号（小杉工区）
指定区間の 地名・地番	川崎市中原区小杉町三丁目25番3、 25番5の各一部、25番13、25番17、 25番18、25番19、無地番 別図省略
幅員・延長	20.00m × 40.00m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指 第504号 令和3年7月27日

川崎市公告第796号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	都市計画道路丸子茅ヶ崎線 （小杉御殿町工区）
指定区間の 地名・地番	川崎市中原区小杉御殿町一丁目909番 12、909番16、無地番 別図省略
幅員・延長	4.0～5.5m × 2.3m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指 第505号 令和3年7月27日

川崎市公告第797号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

令和3年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	都市計画道路東京丸子横浜線 (市ノ坪工区)
指定区間の 地名・地番	川崎市中原区新丸子東三丁目927、 955、1043-4、1059-4、無地番の 各一部 別図省略
幅員・延長	6.0～12.0m × 78.0m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指 第506号 令和3年7月27日

川崎市公告第798号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 高津区制50周年記念事業広報制作等委託業務
- (2) 履行場所 高津区役所ほか
- (3) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要 高津区制50周年事業を区民に周知するための広報物2件(プロモーション動画、ロゴ)の制作にあたる企画立案、作成を行う。

2 提案資格

参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目(業種コード:99その他業務 種目コード:99その他業務)に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

3 評価委員会の審査に係る提案内容の評価基準、日程、方法等

(1) 評価基準

- ア 高津区制50周年事業の内容に寄与するような提案か
- イ これからのコミュニティ施策の推進に向けた内容となっているか
- ウ 次世代を担う若者の意見を反映する仕組みとなっているか
- エ 専門的知識、経験等に基づいているか

- オ 提案内容に独自の工夫があるか
- カ 類似の業務実績があるか
- キ 業務の目的、内容などを理解しているか
- ク 業務に対して積極的に取り組む姿勢があるか
- ケ 実施が可能な体制・積算内容になっているか

(2) 評価委員会の日程

令和3年8月25日

4 担当部課

高津区役所まちづくり推進部企画課
〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
電 話 : 044-861-3131

ファックス : 044-861-3103

メール : 67kikaku@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 : 令和3年8月5日(木)
- (2) 提出場所 : 4と同じ
- (3) 提出方法 : 郵送または持参(郵送の場合は必着)

6 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和3年8月11日(水)までに郵送で提案資格確認結果通知書送付します。

7 提案書提出の期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 : 令和3年8月18日(水)
- (2) 提出場所 : 4と同じ
- (3) 提出方法 : 郵送または持参(郵送の場合は必着)
- (4) 提出書類 : ア 提案書 10部

イ 見積書 10部

ウ 事業者概要 10部

8 使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 評価が同点となった場合の措置

「技術提案」の点数の高さで、「技術提案」も同点の場合は「業務遂行能力」の点数の高さで、「業務遂行能力」も同点の場合は見積金額が低い事業者を特定します。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定します。

12 その他

- (1) 業務規模概算額 1,441,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)
- (2) 提案書作成及び提出費用
提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (3) 質問の受付及び回答
質問がある場合は、令和3年7月30日(金)まで

に文書(様式自由)を電子メールで送付してください。

回答は令和3年8月3日(火)までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

川崎市公告第800号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月28日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宮前平駅周辺自転車等駐車場第3施設補修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平1丁目12番地
	履行期限	契約の日から令和4年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年8月23日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内道路補修(緊急21-2)工事
	履行場所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市宮前区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月23日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島小型船溜防波堤築造工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月17日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「別に定める場合は、この限りではありません。')。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(9) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）における、杭径φ900mm以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事」の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月31日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名 南河原中学校用務員作業所新築その他工事
	履行場所 川崎市幸区中幸町4丁目31番地
	履行期限 契約の日から令和4年2月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）の交付を受けた技術者を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前消防署向丘出張所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平1丁目4番17号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年1月14日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年8月25日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	教育会館換気その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下沼部1709番地4
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月3日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 川崎富士見球技場照明塔新設その他工事
	履行場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番9号
	履行期限 契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和3年9月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件8)

競争入札に付する事項	<p>件 名 柿生学園生活寮洗面所改修その他工事</p>
	<p>履行場所 川崎市麻生区五力田2丁目20番10号</p>
	<p>履行期限 契約の日から令和3年12月28日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「内装仕上」）を配置できること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月25日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第801号

令和3年7月30日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平橋ほか7橋耐震補強設計委託
	履行場所	川崎市宮前区平5丁目2番地先ほか7箇所
	履行期限	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月2日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	入江崎クリーンセンター建設予定地地質調査業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3丁目17番地1ほか
	履行期限	令和4年1月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」で登録されている者 (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 主任技術者及び担当技術者は、地質調査技士の資格を有すること。なお、主任技術者及び担当技術者は兼務できるものとする。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第802号

国土調査による地図及び簿冊の作成につ
いて

川崎市多摩区生田5丁目、6丁目、西生田2丁目の各
一部の地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法
律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作
成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に
供する。

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間
令和3年7月30日(金)から令和3年8月20日(金)
まで
- 3 閲覧場所
 - (1) 市役所閲覧
 - ア 場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク14階
建設緑政局道路管理部管理課
 - イ 日時 上記閲覧期間
9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝
祭日及び下記地元閲覧日を除く。)
 - (2) 地元閲覧
 - ア 場所 川崎市多摩区登戸1775番地1
川崎市多摩区役所11階1101会議室
 - イ 日時 令和3年7月31日(土)、8月1日(日)
及び8月2日(月)の3日間9時30分か
ら16時まで
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の
閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申
し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなってい
るので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所

で交付する。

川崎市公告第803号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬五丁目59番
ほか2筆の一部
1,056平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
相模原市緑区橋本三丁目11番8号
株式会社 イーカム
代表取締役 角田 満
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年1月22日
川崎市指令 ま宅審(イ)第102号
令和3年3月17日
川崎市指令 ま宅審(イ)第112号(変更)

川崎市公告第804号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審
査課に備えて縦覧に供します。

令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区平一丁目184番1の一部、 184番2の一部、184番9の一部、677番5 の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	11.23メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第204号		指 定 年月日	令和3年 7月30日

川崎市公告第805号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。
令和3年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名称 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設
所在地 川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例第5条及び
第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の
上別に定める。
- 指定予定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 指定申請の方法
 - 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出
場所
ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布につい
ては、原則として市ホームページ「指定管理者の
募集情報」からダウンロードするものとする。
[https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/
0000128736.html](https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/0000128736.html)
 - 指定管理者応募書類等の提出場所
川崎市宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支
援課
〒216-0006
川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
宮前市民館3階
電話 044-888-3911
- 提出書類
 - 指定管理者応募書(様式1)
グループによる応募の場合は、次の書類も提出
してください。
(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)
(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)

- 応募団体の概要(様式3)
- 誓約書(様式4)
- 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意
書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)
- コンプライアンス(法令順守)に関する申告書
(様式6)
- 事業計画書(様式7)
指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計
画書
- 収支に関すること(様式8)
※ 様式3~6は、グループによる応募の場合
は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出し
てください。
- 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料
※ グループによる応募の場合は、代表団体のみ
でなく、各構成団体も提出してください。
(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人
以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
(イ) 過去2年間(令和元年度及び令和2年度)の
事業実績書及び収支計算書
(ウ) 令和2年度及び令和3年度の事業計画書及び
収支予算書
(エ) 過去2年間(令和元年度及び令和2年度)の
貸借対照表及び損益計算書並びにキャッシュフ
ロー計算書が記載された決算報告書又はそれに
類する書類
(オ) 役員名簿及び履歴書
(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
(ク) 生涯学習施設に関する事業の実施実績、類似
施設の運営実績を記載した書類
(ケ) 法人にあつては、直近2年間の法人税、法人
市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書
(コ) その他市長が必要と認める書類
- 募集の期間
令和3年7月30日(金)から令和3年9月3日
(金)まで
- 提出日時及び提出方法
ア 提出日時
令和3年9月1日(水)、2日(木)、3日(金)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4
時30分まで
イ 提出方法
指定の提出場所(4(1)イ指定管理者応募書類等
の提出場所)に持参のこと。(郵送による提出は
不可。)
- 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)
の実施

応募する提案内容について、指定する日時・場所（後日調整の上通知）において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。

(6) 問い合わせ先

川崎市宮前区役所まちづくり推進部
生涯学習支援課（宮前市民館）
電 話 044-888-3911
E-mail : 88miyasi@city.kawasaki.jp

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第299号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

後期高齢者医療システムに係る保険事務センタ用プリンタ機器の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町8パレール三井ビル12階、
その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年12月31日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

仕様書によります。

イ 数量

仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿で業種「リース」種目「事務用機器」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の

求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル12階
健康福祉局医療保険部医療保険課

担当：富田、新熊、黒崎

電 話：044-200-3486

F A X：044-200-3930

E-mail : 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月10日（火）から令和3年8月16日（月）まで（土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参とします。郵送は認めません。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和3年8月18日（水）までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)と同じ

(2) 日時

令和3年8月18日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

ア 入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。電子メールにて一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者についても、3(1)の場所において4(2)の日時に交付します。

イ 入札説明書は、3(1)の場所において令和3年8月19日（木）から令和3年8月25日（水）まで縦覧に供します（土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年8月19日(木)から令和3年8月25日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のFAX又は電子メールアドレスあてに送付してください。電子メールで送付する場合は、開封確認付きで送付してください。また、FAX又は電子メール送付後に、その旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、令和3年8月31日(火)までにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログを3(1)の場所に令和3年9月3日(金)午後4時までに提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、契約金額総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 〒210-8570
川崎市川崎区東田町8

パレール三井ビル12階 会議室

イ 日時 令和3年9月9日(木)午後2時00分

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第300号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
国民健康保険システムに係る保険事務センタ用端末機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町8パレール三井ビル12階、その他本市が指定する場所
- (3) 履行期間
令和3年10月1日から令和6年12月31日まで
- (4) 調達概要
 - ア 調達物品
仕様書によります。
 - イ 数量
仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿で業種「リース」種目「事務用機器」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8570
川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル12階
健康福祉局医療保険部医療保険課
担当：富田、新熊、黒崎
電 話：044-200-3486
F A X：044-200-3930
E-mail：40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月10日(火)から令和3年8月16日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。郵送は認めません。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ掲載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和3年8月18日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和3年8月18日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

ア 入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。電子メールにて一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者についても、3(1)の場所において4(2)の日時に交付します。

イ 入札説明書は、3(1)の場所において令和3年8月19日(木)から令和3年8月25日(水)まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年8月19日(木)から令和3年8月25日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のF A X又は電子メールアドレスあてに送付してください。電子メールで送付する場合は、開封確認付きで送信してください。また、F A X又は電子メール送付後に、その旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格

があると認められた全ての者に対し、令和3年8月31日(火)までにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログを3(1)の場所に令和3年9月3日(金)午後4時までに提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札金額・方法等

- ア 入札は、契約金額総額で行います。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

- ア 場所 〒210-8570
川崎市川崎区東田町8
パレール三井ビル12階 会議室

イ 日時 令和3年9月9日(木)午前10時00分

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第301号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(令和4年3月31日導入分)

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎 他

(3) 履行期間

令和4年3月31日から令和9年3月30日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月20日(金)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
総務企画局情報管理部システム管理課
担当 和田、石塚
電 話 044-200-2057
F A X 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和3年8月10日(火)から令和3年8月20日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
 - (3) 提出方法
持参に限る。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和3年8月30日(月)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - (2) 場所
3(1)に同じ

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和3年8月10日(火)から令和3年8月20日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時
令和3年8月30日(月)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - (2) 場所
3(1)に同じ
- 6 仕様に関する問合せ先
3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和3年8月30日(月)から令和3年9月6日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和3年9月13日(月)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和3年9月21日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

- (1) 入札方法
リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時
令和3年9月28日(火)午後2時00分
イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室 I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和3年9月27日(月)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. September 28, 2021

(3) Time-limit for tender by mail :

September 27, 2021

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-2057

川崎市公告(調達)第302号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防業務用無線機(車載型)移設業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7ほか

(3) 履行期限

令和4年3月31日

(4) 調達概要

本業務は、消防無線通信を円滑に運用するため、消防車、救急車の更新や車両配置換えに伴う車載型無線機の移設等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の設置、移設等を行う類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7

(川崎市消防局総合庁舎7階)

川崎市消防局警防部指令課

電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

令和3年8月10日から令和3年8月16日までの、午前9時から午後5時、及び令和3年8月17日の午前9時から正午（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和3年8月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)と同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール（84sirei@city.kawasaki.jp）にて提出。

(2) 受付期間

令和3年8月10日から令和3年8月23日までの、午前9時から午後5時、及び令和3年8月24日の午前9時から正午（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和3年8月27日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行き、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、見積もった税抜総額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年9月1日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ。

川崎市公告(調達)第303号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
区役所事務サービスシステム拠点機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 履行期間
令和3年7月5日から令和8年12月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
- 4 契約の相手方を決定した日
令和3年7月5日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 JECC
専務取締役 依田 茂
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 6 契約金額
493,237,800円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

川崎市公告(調達)第304号

入札公告

川崎市区役所事務サービスシステム再構築に伴う各種広報等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 件名
川崎市区役所事務サービスシステム再構築に伴う各種広報等業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 3 履行場所
川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 他
- 4 業務概要

本業務は、本市が令和4年1月の稼働を目途に開発を進めている次期区役所事務サービスシステムにおいて、異動や証明発行に関する各種申請情報を来所前にインターネットから事前入力してもらうことを予定しており、その運用変更等の広報に当たって、高度な創造性、専門技術、豊富な経験などに基づき、業務の提案を受けるものです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 業務規模概算額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6 参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。

(3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 令和3・4年度川崎市競争参加資格審査申請書により、次の有資格業者名簿に登録していること。また、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「広告代理店」に登録していること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

7 ホームページでの公表、参加意向申出書等の提出及び問い合わせ先等

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、提出は持参または郵送とします。※郵送の場合、令和3年8月20日(金)必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(1) 参加意向申出書等の提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

システム開発・事務改善担当

電 話：044-200-0166

メール：25koseki@city.kawasaki.jp

(2) ホームページでの公表・受付期間

配布・受付期間：令和3年8月10日（火）から令和3年8月20日（金）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

本件に係るホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000131162.html>

8 提案資格確認結果通知書の交付

7により参加意向申出書を提出した者には、令和3年8月27日（金）に当該業務委託の提案資格の有無について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に提案資格確認結果通知書（様式2）を送付します。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付期間等

受付期間：令和3年8月10日（火）～令和3年8月20日（金）

(2) 質問書の様式

質問書（様式3）により提出してください。質問欄が不足する場合は適宜追加して対応してください。

(3) 質問の受付方法

7(1)の連絡先へ電子メールにより行うこととします。その際、件名に「【住基広報】」という表記を含めるとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。

(4) 回答方法

令和3年8月27日（金）までに参加予定者全員に電子メールにて送付します。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 15部

(ア) A4版縦もしくは横とします。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

(エ) 企画提案書の書式は自由とします。

イ 見積書 1部

(2) 受付期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月10日（金）まで

(3) 提出場所

7(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送により、7(1)記載の提出先に提出してください。

※ 郵送の場合、令和3年9月10日（金）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等の返却は行いません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更または追加は認められません。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

11 企画提案会（プレゼンテーション）

提出書類に基づき、プレゼンテーション形式による審査会を実施します。

(1) 実施予定日

令和3年9月16日（木）

※確定した時間及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、応募者数に応じて別日を設定する場合があります。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

(ア) 準備及び説明：20分

(イ) 質疑応答：10分

イ プレゼンテーションについては、選定された場合に中心的に業務に従事する方が行ってください。

ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

エ プロジェクター等の準備はありませんので、使用する場合は持参してください。

オ プレゼンテーション用資料については、企画提案書または企画提案書に基づいて作成された資料を使用してください。

(3) 評価者

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。

(4) 企画提案の評価

企画提案書の評価は企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。ただし、技術点の合計が全体の6割に満たない場合、本委託候補者から除外できるものとします。

12 選定方法

(1) プロポーザル評価委員会の設置

ア プロポーザル評価委員会の役割

川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者を選定します。

イ 会議の公開

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(2) プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は価格点及び技術点を数値化して採点し、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

(3) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後、当課のホームページで公表します。

13 選考結果通知

選考結果については、令和3年9月下旬以降に提案者すべてに郵送で通知するとともに、当課のホームページで公表します。なお、選考結果についての電話・メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

本件に係る当課ホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000131162.html>

14 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和3年9月10日（金）までに持参または郵送により申し出てください。

※ 郵送の場合、令和3年9月10日（金）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

15 契約手続き等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(2) 選定業者を特定後、両者の協議により契約仕様を確定します。

(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(4) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(5) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除します。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

(9) 業務の全部または大部分を一括して第3者に委託することはできません。ただし、個別の事項について再委託を行う場合は、個別に本市の承諾を得て再委託するものとします。

(10) 関連情報を入手するための窓口は7(1)と同じです。

(11) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

川崎市公告（調達）第305号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

eラーニングシステム運用保守委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 委託概要

eラーニングシステムを継続的に利用するために必要となる運用・保守作業を委託する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約を締結していること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類（写し可）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局情報管理部 ICT推進課 村石、谷

電 話 044-200-2109 (直通)

F A X 044-200-0622

電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月10日(火)から8月20日(金)までとします(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和3年8月20日(金)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部 ICT推進課に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年8月25日(水)13時00分から17時15分までただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和3年8月25日(水)から8月30日(月)までとします(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参で送付してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和3年9月2日(木)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年9月7日(火)14時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

川崎市公告(調達)第306号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量
小型ごみ収集車(ディーゼル) 3台

(2) 購入(製造)物品の特質等
仕様書によります。

(3) 納入場所
仕様書により指定する場所

(4) 納入期限
令和4年5月27日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等

有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月27日までに行ってください。

(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記

3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 永松

電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方

法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和3年9月6日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月6日の午前9時～正午に上記3(1)アの場合において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年9月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年9月21日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年9月16日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck(Diesel Car) 3 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 21 September 2021

b Direct delivery

11:00 A.M. 21 September 2021

c By mail

16 September 2021

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第307号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

小型ごみ収集車(ディーゼル) 2台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和4年7月29日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月27日までに行ってください。

(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられる

こと。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求めら

れたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 永松
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年8月10日～令和3年
8月27日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年8月10日～令和3年
8月27日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、

紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和3年9月6日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月6日の午前9時～正午に上記3(1)アの場合において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年9月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

- (ア) 入札書の提出日時 令和3年9月21日
午前11時00分
- (イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階
- ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合
- (ア) 入札書の提出期限 令和3年9月16日 必着
- (イ) 入札書の提出先 上記3(1)アと同じ
- (2) 入札・開札の日時及び場所
上記10(1)イに同じ。
- (3) 入札保証金
川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。
ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。
上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 11 契約の手続等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金
川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。
上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争

- 入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。
- 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Small garbage truck(Diesel Car) 2 units
- (2) Time-limit for tender :
- a By electronic bidding system
10:00 A.M. 21 September 2021
- b Direct delivery
11:00 A.M. 21 September 2021
- c By mail
16 September 2021
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第308号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 購入(製造)物品及び数量
小型ごみ収集車(強制圧縮式) 3台
- (2) 購入(製造)物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和4年7月7日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月27日までに行ってください。

(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 永松
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年8月10日～令和3年
8月27日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年8月10日～令和3年
8月27日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所以で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和3年9月6日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に

掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月6日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年9月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年9月21日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年9月16日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第

9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck(compression system)

3 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 21 September 2021

b Direct delivery

11:00 A.M. 21 September 2021

c By mail

16 September 2021

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第309号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

小型粗大・空瓶共用車 3台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和4年8月30日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、

A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月27日までに行ってください。

(4) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間
上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 永松
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和3年9月6日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月6日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年9月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年9月21日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年9月16日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck for both oversized garbage and empty bottles 3 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 21 September 2021

b Direct delivery

11:00 A.M. 21 September 2021

c By mail

16 September 2021

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第310号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

小型粗大ごみ車 4台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和4年10月31日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月27日までに行ってください。

(4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間
上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書
イ 納入予定物品仕様書
ウ 納入実績調査書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)
エ アフターサービス・メンテナンス申告書
また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出

された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 永松
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年8月10日～令和3年8月27日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にW

ord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和3年9月6日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月6日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年9月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年9月21日

午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子1-7

-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年9月16日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲

覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Small oversized garbage truck 4 units
- (2) Time-limit for tender :
 - a By electronic bidding system
10:00 A.M. 21 September 2021
 - b Direct delivery
11:00 A.M. 21 September 2021
 - c By mail
16 September 2021
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all
the contract procedures

川崎市公告(調達)第311号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度新型コロナウイルス感染症相談対応における区役所等への人材派遣業務委託
- (2) 履行場所
健康福祉局保健所感染症対策課指定場所
- (3) 履行期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

新型コロナウイルス感染症に係るデータ入力等の事務処理、電話相談対応及び架電対応。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種(種目)に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年8月17日までに行ってください。

- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
健康福祉局保健所感染症対策課 担当 渡邊、大坪
電話 044-200-2441
FAX 044-200-3928
e-mail 40kansen@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和3年8月10日(火)から令和3年8月17日(火)まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。メールアドレスの登

録がない場合には、郵送します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年8月31日(火)午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に持参、もしくはFAX又は電子メールで送付してください。なお、「質問書」をFAX又は電子メールで送付した場合は、送付した旨を3(1)の担当宛てに電話で連絡してください。

(3) 受付期間

令和3年8月10日(火)から令和3年9月1日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

令和3年9月6日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年9月21日(火)午後2時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階 会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和3年9月17日(金) 必着

(イ) 入札書の提出場所

3(1)と同じ

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話連絡をしてください。

(2) 入札金額

入札金額は、単価に予定数量を乗じた総価(推定総金額)を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税を除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する金額には含まれないものとします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(5) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、推定総金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書のとおりです。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

10 Summary

- (1) Subject:
Dispatching business consignment to ward offices, etc for consultation support of COVID-19 in Reiwa 3rd year
(from October 1st, 2021 to March 31th, 2022).
- (2) Time-limit for tender:
2:00 P.M. , September 21st, 2021 (If you bring bid documents.)
September 17th, 2021 (If you mail bid documents.)
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Infectious Disease Control Section
Health Care Center
Health and Welfare Bureau
Adress : 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku,
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2441

税 公 告

川崎市税公告第136号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月14日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第137号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月16日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第138号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月16日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分以降	令和3年8月2日 (第1期分)	計226件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和3年8月2日 (6月随時分)	計14件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分以降	令和3年8月2日 (6月随時分)	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第139号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	市民税・県民税 (公的年金からの 特別徴収)			計18件

(別紙省略)

川崎市税公告第140号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第36号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1797号
氏名又は名称 株式会社Unity
住 所 神奈川県大和市深見西二丁目4番33
－1号

- 代表者氏名 比嘉 幸太郎
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 2 指 定 番 号 第1798号
氏名又は名称 株式会社郵生
住 所 神奈川県平塚市四之宮一丁目2番30号
代表者氏名 杉山 公彦
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 3 指 定 番 号 第1799号
氏名又は名称 リバイバルライフ株式会社
住 所 横浜市緑区東本郷四丁目22番7号
代表者氏名 菊地 勉
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 4 指 定 番 号 第1800号
氏名又は名称 泰平工業株式会社
住 所 東京都調布市国領町五丁目62番地10
代表者氏名 寺平 恵一
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 5 指 定 番 号 第1801号
氏名又は名称 株式会社横浜ミサキ住設
住 所 横浜市鶴見区駒岡一丁目37番8号
代表者氏名 加藤 岬生
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 6 指 定 番 号 第1802号
氏名又は名称 株式会社アイビーテック
住 所 神奈川県藤沢市羽鳥二丁目4番5号
代表者氏名 茨城 光春
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日
- 7 指 定 番 号 第1803号
氏名又は名称 株式会社海安
住 所 神奈川県川崎市川崎区新川通3番2号
代表者氏名 金子 哲
指 定 年 月 日 令和3年8月1日
有 効 期 限 令和8年7月31日

川崎市上下水道局告示第37号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、

次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第1105号
氏名又は名称 関東設備有限公司
住 所 神奈川県平塚市田村四丁目19番20号
代表者氏名 (新) 糟谷 次郎
(旧) 糟谷 勝彦
変更年月日 令和3年5月31日
- 2 指定番号 第1459号
氏名又は名称 株式会社永重興業
住 所 (新) 横浜市緑区鴨居町2573番地6
(旧) 横浜市緑区鴨居七丁目1番22-205号
代表者氏名 永重 祐一郎
変更年月日 令和3年6月1日
- 3 指定番号 第1532号
氏名又は名称 株式会社松浦設備
住 所 (新) 横浜市磯子区岡村三丁目11番32号 MATSUURABLDG
(旧) 横浜市磯子区久木町3番39号
代表者氏名 松浦 公二
変更年月日 令和3年7月1日
- 4 指定番号 第1682号
氏名又は名称 株式会社プレミアアシスト
住 所 東京都千代田区麴町二丁目4番地1
代表者氏名 (新) 成田 宗行
(旧) 橋本 幹夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	大島ポンプ場耐震補強その1工事
	履行場所	川崎市川崎区浜町4-17-11
	履行期限	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

変更年月日 令和3年5月31日

川崎市上下水道局告示第38号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第904号
氏名又は名称 株式会社ミナト
住 所 横浜市港南区下永谷三丁目3番1号
代表者氏名 田中 匡
廃止年月日 令和3年5月31日
- 2 指定番号 第1724号
氏名又は名称 U n i t y
住 所 神奈川県大和市深見西二丁目4番33-1号
代表者氏名 比嘉 幸太郎
廃止年月日 令和3年7月31日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

参 加 資 格	<p>※ 上記 a 以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(エ) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(キ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ（イ）については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ（ウ）については主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
---------	---

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月23日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺西7丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区王禅寺西7-7-17先 至：麻生区王禅寺西7-13-20先 ほか4件
	履行期限	契約の日から285日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年8月23日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度南部下水管内取付管更新工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年8月23日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度南部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年8月23日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	黒川送水管及び4号送水管入孔T字管補強に伴う溶接蓋製作及び現場接合工事
	履行場所	<p>自：麻生区栗木台2-15先</p> <p>至：麻生区片平2-14-1先ほか5件</p>
	履行期限	契約の日から385日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(8) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「鋼構造物」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月18日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成18年4月1日以降に有すること。 下水道施設における汚泥焼却設備(流動焼却炉を含むこと)の次のいずれかの工事の完工実績。 ア 製作工事 イ 据付工事 ウ 整備工事 エ 修理工事 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年8月23日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度南部下水管内管きよ清掃委託その2
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	令和4年1月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「下水道清掃」で登録されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。 (7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能であること。 (8) 産業洗浄技能士(高压洗浄作業)の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼務できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	

入札日時等	令和3年8月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高石配水塔 百合丘配水ポンプ施設整備に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区西生田5-28-1(高石配水塔内)
	履行期限	令和6年3月13日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者</p> <p>(4) 国又は地方公共団体又は地方共同法人が発注した水道施設(浄水場等の基幹構造物)の新設(更新含む)に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者について、次の要件を全て満たすこと。なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者として、技術士(上下水道部門:上水道及び工業用水道)又は技術士(総合技術監理部門:上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>イ 業務責任者又は照査技術者のいずれか1名は、上記(4)の業務に携わった経験を有すること。</p> <p>(6) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を、本業務の技術者として配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和3年8月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件名	水道用次亜塩素酸ナトリウム1t(単価契約)
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 長沢浄水場 ほか1箇所
	履行期限	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 競争入札参加資格を得るために必要な条件の証明にあたっては、納品しようとする物品が仕様書に定められた条件を満たしていることを証する書類を提出してください。詳細については、仕様書「8提出書類(1)入札前審査」を御確認ください。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和3年9月8日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件名	災害対策用応急給水袋(6リットル)(令和3年度購入分)
	履行場所	川崎市幸区鹿島田2-2-12 災害用給水資器材備蓄倉庫(幸) ほか
	履行期限	令和4年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「その他」に登録されていること。</p> <p>(4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和3年8月31日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告63号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	登戸土地区画整理地区ほか下水枝線その20工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸、麻生区王禅寺東2丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から265日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
	契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年8月27日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告64号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	汚泥処理工程における凝集剤添加の最適化に関する研究業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。</p> <p>ア 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかを有する者</p> <p>イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和3年8月24日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度北部下水管内管きよ清掃委託その2
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履行期限	令和4年1月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和3年8月24日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度中部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	令和4年2月28日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和3年8月26日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道施設浸水対策工事に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区稲田堤3-21-1(稲田取水所内)ほか3件
	履行期限	令和4年3月17日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、技術士(上下水道部門:上水道及び工業用水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年8月24日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	宿河原排水樋管ほか構造評価委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原4丁目ほか
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方公共団体が発注した委託業務において、下水道施設(管きよ及びポンプ場・処理場の土木構造物)に係る耐震診断業務又は耐震実施設計(レベル1,2)委託業務の元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士(上下水道部門:下水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年8月24日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	旧汚泥処理施設ほかダイオキシン類等調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-14-2ほか
	履 行 期 限	令和3年12月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「計量証明」で登録されている者 (5) 平成18年度以降に、国・地方公共団体又は地方公共法人においてダイオキシン類調査業務委託及びアスベスト調査業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。 (6) 計量法第121条の2による特定計量証明事業の認定を受けている者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年8月24日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第26号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
高分子凝集剤 1 t（単価契約）（下水）約105 t
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
入江崎総合スラッジセンター
川崎市川崎区塩浜3-24-12
- (4) 納入期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく

資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に搭載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和3年8月26日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2093

- (2) 期間 令和3年8月10日(公告日)から令和3年8月26日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- (2) 提出期間及び場所
競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 下山
電話 044-200-2093
- 5 競争入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(販売代理店証明書)を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。
また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、4(3)の問い合わせ先に事前連絡の上、令和3年9月15日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)
- 6 仕様書作成担当者
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
担当 加瀬
電話 044-200-2922
- 7 仕様書に関する質問、回答
(1) 質問
次により仕様書の内容に関し、質問することができます。
なお、仕様書以外の質問は受け付けません。
質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答

しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できません。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください(どちらか一方の場合は、質問は受け付けいたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和3年9月10日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年9月10日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手續等

(1) 入札方法

単価で行います。

入札金額は、購入物品の価格のほか、輸送費、保険料等納入に関する一切の諸費用を含め、薬品1t当たりの単価を記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年9月22日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和3年9月16日必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

次のとおりとします。

ア 日時 令和3年9月22日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Polymer flocculant, approximately 105t

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

10:30A.M. 22 September 2021

b By mail

16 September 2021

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration

Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第27号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年8月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 調達の名称及び数量

(1) 自動車賃貸借6台一式(Wキャブ)

(2) 自動車賃貸借21台一式(軽貨物)

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

令和3年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

日本カーソリューションズ 株式会社 横浜支店

横浜支店 支店長 三保谷 智輝

横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル16階

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

(1) 29,307,600円

(2) 25,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月25日

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第70号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

尿素水 (AdBlue) 10月～3月分

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、
鷲ヶ峰営業所、菅生車庫

(4) 納入期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「薬品」、
種目「化学工業薬品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
（「市内」又は「準市内」に登録されていること。）

(4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和3年7月30日から令和3年8月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」

の「令和3年度」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年8月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 伊藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札による契約は単価契約ですが、入札は1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年8月23日 必着

(イ) 宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和3年8月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月25日 午前9時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第31号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以

下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし

す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回

り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する採血管準備システムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和3年11月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年7月26日から令和3年8月4日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年8月24日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する生理検査システムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和3年11月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年7月26日から令和3年8月4日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年8月24日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

そ の 他	<p>競争参加者は、競争参加の申込期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。</p> <p>また、商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。</p> <p>(1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）</p> <p>(2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）</p> <p>(3) 設置条件に関する資料</p> <p>(4) 納入に要する期間に関する資料</p> <p>(5) 消耗品に関する資料</p> <p>(6) 保守及び障害支援体制に関する資料</p> <p>(7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面</p> <p>(8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）</p>
-------	--

川崎市病院局公告第32号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月26日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加

- 者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
イ 入札書の提出方法は、持参とします。
ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参

加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院オンライン入金機による集配金業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和3年9月1日から令和8年3月31日まで (長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種 「警備」 種目 「人的警備」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年7月26日から令和3年8月4日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年8月17日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	
その他	仕様書中に記載の「(別紙1)」及び「(別紙2)」は、競争参加資格があると認められた事業者に対して競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

川崎市病院局公告第33号

入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年7月28日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規

程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 入札及び開札について
 - ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

- イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。
- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。
- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (6) 契約の締結について
契約書の作成を必要とします。
詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院7階電気室冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	契約期間	契約の日から令和4年3月15日まで
競争参加資格		(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

競争参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。
申込締切日	令和3年8月6日(金)まで受け付けます。
予定価格	未定
入札保証金	免除とします。
最低制限価格	設定します。
郵便入札締切日	令和3年9月7日(火)必着
開札日	令和3年9月9日(木)午前10時00分

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第16号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年8月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

- 物品及び役務の名称
川崎病院総合医療情報システム等運用管理業務委託
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 契約の相手方を決定した日
令和3年7月21日
- 契約の相手方の氏名及び住所
システムスクエア 株式会社
代表取締役 喜来 広司
大阪市淀川区西宮原二丁目7番61号
トラモンド新大阪ビル
- 契約金額
80,190,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告(公示)を行った日
令和3年6月10日

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第13号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年7月27日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日時 令和3年8月3日(火)14時00分から
- 場所 教育文化会館 第6・7会議室
- 議事
 - 議案第10号 令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について
 - 議案第11号 通学区域の一部変更について(小倉小・東小倉小学校区)
 - 議案第12号 令和2年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
 - 議案第13号 令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
- 請願審議
 - 請願第2号 高等学校歴史教科書採択について(請願)について
 - 請願第3号 川崎市立高等学校教科書採択についての請願について
- その他報告等

川崎市教育委員会告示第14号

令和3年7月27日川崎市教育委員会告示第13号につきまして、次のとおり議事を追加いたします。

令和3年7月30日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和3年8月3日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 追加する議事事項
議案第14号 免職処分取消等請求事件について

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市選挙管理委員会告示第4号**

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録にかかる基準日は、次のとおりです。

令和3年7月21日

川崎市選挙管理委員会
委員長 坂本 茂

- 1 川崎市長選挙
選挙時登録の基準日 令和3年10月9日
- 2 川崎市議会議員幸区選挙区補欠選挙
選挙時登録の基準日 令和3年10月14日

監 査 公 表

3 川監公第5号
令和3年8月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年12月10日付け2川監公第23号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市選挙管理委員会委員長及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	浅野文直
同	山田晴彦

1. 令和2年度第1回定期(財務)監査結果に対する措置状況

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、河川法(昭和39年法律第167号)第74条によると、河川敷占用料をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者は、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

さらに、道路法(昭和27年法律第180号)第73条第1項によると、この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき占用料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみてみると、次の債権に係る督促状を発していないかかった事例があった。

法令等に基づき督促手続を適正に行われたい。

ア 公園内行為使用料

[措置内容]

指摘事項については、納付がされていることを確認しました。今後は定められた期限までに督促状を発送するよう課内で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 河川敷占用料

3川総コ第27号
令和3年6月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 浅野 文直 様
同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年12月10日付け2川監報第8号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

〔措置内容〕

指摘事項については、収入状況を再度確認し、納入されていない債権に対しては督促状を送付するとともに、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

また、令和3年3月に職員向けの占用業務マニュアルを改定し、督促手続を適正に行うよう追記しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

ウ 道路占用料

〔措置内容〕

指摘事項については、督促状の送付手続又は占用物件の廃止が確認されたものについては廃止手続を行いました。

また、再発防止を図るため、今回の指摘事例について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課)

(2) 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならぬとされている。

滞納債権についてみてみると、運動施設使用料延滞金等の債権に係る不

納欠損処分の手続を行っていないかかった事例があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われた。

〔措置内容〕

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分手続を行いました。

また、不納欠損処分の適正な執行に向け、時効完成時期を確実に把握することや、手続漏れの確認を複数の職員で実施するなどの対応について周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課、幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課)

(3) 徴収手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市雑用河川占用料徴収条例(平成12年条例第29号)第3条及び川崎市下水道条例(昭和36年条例第18号)第25条並びに川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第25条第1項第2号によると、河川敷占用料、水路敷占用料及び調整池使用料については、占用及び使用の許可をした日から起算して30日以内に徴収し、翌年度以降については、毎年度、4月末日までに当該年度分を徴収するものとされている。

徴収手続についてみてみると、4月1日に占用及び使用の更新許可を行い4月末日までに料金を徴収すべきところ、日付を遡って処理を行い7月以降に許可書及び納入通知書を発送していた事例があった。また、許可継続分の納入通知書についても同様に処理を行っていた。

条例等に基づき徴収手続を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、条例等に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を行い、令和3年4月上旬までに各占用者宛て納入通知書の発送を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。
(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(4) 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市都市公園条例(昭和32年条例第6号)第3条によると、都市公園内で行為しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年規則第6号)第3条第2項によると、使用料は許可の際に徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、使用料を徴収する前に、許可書を交付していた事例があった。

条例等に基づき公園内行為許可に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、公園内行為許可に係る手続を行う場合には、マニュアルの公園内行為許可のフローに基づき、公園内行為使用料の納入を確認し、課内でダブルチェックをしてから許可書を発行するよう課内で周知するとともに、改めて適正な手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。
(建設緑政局緑政部公園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

(5) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務

決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、契約事務に係る留意点を改めて確認し、規則等に基づき適正な契約手続を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。
(高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課)

(6) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第10条によると、支出に関する証拠書類の金額は訂正してはならないとされている。また、会計室が作成した会計事務の手引では、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとし、内容の訂正がある場合には、訂正箇所は2本線を引きその上部に正書することとされている。

支出に関する証拠書類をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

ア 請求書の金額を切り貼りにより訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止等のため局内職員を対象とした研究会

を開催するとともに、適正な支出事務の執行について文書にて課内に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(議会局総務部庶務課)

イ 請求書の請求日を砂消しゴム又は修正テープにより訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、研修会の開催や文書による周知を行い、請求書の適正な取扱いについて改めて周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課、議会局総務部庶務課)

(7) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみてみると、職員が出席負担金の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき前渡金の事務処理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、会計室の作成した手引き等を課内で共有し、改めて適正な前渡金の事務処理を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(8) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第30条第2項によると、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約関係文書をみたところ、次の事例があった。

規則に基づき契約関係文書の確認を適正に行われたい。

ア 日付の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、請書の確認を徹底するなど再発防止について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課)

(9) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次とおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 調定手続を適正に行うべきもの

会議録有償頒布収入について、納入義務者の氏名の一部を誤って調定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘事項及び再発防止策について文書を取りまとめ課内会議で配布し、適正な事務処理を行うよう課内に周知徹底しま

した。

今後は、適正な事務執行に努めます。
(議政局議事調査部議事課)

イ 寄附の受納の決定を適正に行うべきもの

寄附の受納の決定について、専決区分が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、局長まで報告を行うとともに、関係職員に口頭
で周知を図りました。

今後は、寄付の受納の決定を行う際には、川崎市事務決裁規程を確認
し、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課)

ウ 適正な会計年度区分により収入を行うべきもの

公園占用料について、調定すべき年度を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、チェックリストを使用して事
務を行うことを課内で周知するなど、適正な会計年度区分により収入を
行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

エ 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

証明閲覧手数料に係る領収書について、金額を訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、領収書の金額に訂正の必要が生じた場合は、
当該領収書は書損処理を行い新規に領収書を作成するなど、適正な
領収書の取扱事務を行うよう職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所道路公園センター管理課)

オ 適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

図書を購入について、支出すべき年度を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該図書の履行があった日の属する年度により
支出を行うこと、支出の際は納品書、請求書等の確認について課内でダ
ブルチェックを行うよう徹底することとしました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課)

カ 契約関係文書の確認を適切に行うべきもの

(ア) 委託業務着手届に記載された日付が契約締結日前の日付になってい
た事例

[措置内容]

指摘事項については、受注者から委託業務着手届を受け取る際は、
委託業務着手届と契約書を見比べ、記載に誤りがないか確認するよう
課内で周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所道路公園センター管理課)

(イ) 委託業務完了届に業務の完了年月日が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、係内会議などで周知するとともに、委託完了
届の受領の際に記載漏れがないか確認するよう周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(幸区役所道路公園センター管理課)

キ 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに検査確認書を作成するとともに、再発防止を図るため課内で周知し、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な検査確認に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同夢見ヶ崎動物公園)

ク 契約に基づく履行を適切に確認すべきもの

委託契約の成果物について、指定場所に納品された事実を確認しないまま履行確認を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘のあった委託業務だけでなく、物品や工事の別にかかわらず、その検収及び検査においては、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき実施するよう事務所職員に周知徹底しました。

今後は適正な履行確認に努めます。

(建設緑政局緑政部壘園事務所)

ケ 物品の受入検査を適正に行うべきもの

(ア) 請書の内訳書と納品書の内容が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、納品内容の不備を確認し、業者から追納がされました。

また、監査指摘事項報告会を開催し、検査員による確認等を徹底す

るよう改めて関係職員へ周知しました。

今後は、適正な履行確認に努めます。

(中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 定められた期限内に受入検査を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内で指摘事項及び事務執行時の注意事項を周知するとともに、区役所担当職員を対象に経理事務研修を開催し、改めて検査確認期日について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(高津区役所道路公園センター管理課)

コ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、重要物品増減書を作成し、会計管理者へ報告を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、同企画課、緑政部みどりの企画管理課、同多摩川施策推進課、自転車利活用推進室、中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局総務部企画課、緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 備品とすべき物品を備品整理簿に記載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品から備品への登録変更を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

サ 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品及び材料について、消耗品出納簿及び材料

品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿及び材

料品出納簿と現在高を一致させました。

今後は、適正な消耗品等の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同みどりの

協働推進課、同多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、同生田緑地

整備事務所、道路管理部管理課、道路河川整備部公共用地課、川崎区

役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 消耗品出納簿への登録を省略できない灯油を登録していなかった事

例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品出納簿への登録手続を行いました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

シ 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、令和2年度中に補職登録を行い、金銭出納員及

び金銭取扱員を任命しました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部公共用地課)

3 川市選第441号
令和3年5月19日

川崎市代表監査委員 寺岡 章二 様

川崎市選挙管理委員会委員長 坂本 茂

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年12月10日付け2川監第629号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度定期監査結果に対する措置状況

- 1 指摘の件名
[指摘の要旨]
予算執行向の手續を適正に行うべきもの
[措置の内容]
指摘事項については、適正な事務処理を行うよう係会議で関係職員に周知徹底しました。
今後は、適正な事務執行に努めます。
- 2 指摘の件名
[指摘の要旨]
検査確認書の作成を適正に行うべきもの
[措置の内容]
指摘事項については、係会議で関係職員に周知徹底し、検査確認書類を作成しました。
今後は、適正な事務執行に努めます。

2 川人委調690号
令和3年3月2日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市人事委員会委員長 魚津 利興

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年12月10日付け2川監報第8号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度定期（財務）監査結果に対する措置状況

- 1 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの
[指摘の要旨]
会計室が作成した会計事務の手引きによると、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとしている。
支出に係る財務文書を見たところ、日付が鉛筆で記載された請求書で支払の手續を行っていた事例があった。
支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

[措置の内容]

支出に関する証拠書類の取扱いについては、川崎市金銭会計規則や会計事務の手引き等に基づき適正に行うよう、令和3年1月19日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正に証拠書類を取り扱うよう努めます。

(人事委員会事務局任用課)

2 定期支払に係る検査確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第5条及び川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第40条によると、完了の届出から10日以内に検査をしなければならないとされている。

定期支払の支出に係る財務文書をみたところ、法令等で定められた期限内に検査確認を行っていない事例があった。

法令等に基づき検査確認を適正に行われたい。

[措置の内容]

定期支払に係る検査確認については、法令等に定められた期限内に適正に行うよう、令和3年1月19日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正かつ迅速に検査確認を行うよう努めます。

(人事委員会事務局任用課)

3 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第30条第2項によると、契約

書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約関係文書をみたところ、日付の入っていない請書を徴していた事例、及び内訳書が添付されていない請書を徴していた事例があった。

規則に基づき契約関係文書の確認を適正に行われたい。

[措置の内容]

契約関係文書の確認について、契約書の作成を省略するときは、規則により契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴する必要がある点に留意し、適正に行うよう、令和3年1月19日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正に契約関係文書の確認を行うよう努めます。

(人事委員会事務局調査課)

3 川 監 公 第 6 号

令 和 3 年 8 月 10 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 の 報 告 に 基 づ く

措 置 に つ い て (公 表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年12月10日付け2川監公第24号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

3 川 総 公 第 2 8 号
令和3年6月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 浅野 文直 様
同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
令和2年12月10日付け2川監報第9号で提出のありました財政援助団体等
監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和2年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況
(1) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

(ア) 原状変更の手続を適正に行うべきもの

自動販売機の設置に係る原状変更の許可申請書が提出されていないか
った事例

[措置内容]

指摘事項については、当該出資団体に対し、市場施設の原状変更等の
許可を受けようとするに当たっては市場施設原状変更等許可申請書を市
に提出するよう指導し、同社から施設内に設置する自動販売機について
の市場施設原状変更等許可申請書が提出されましたので、許可を行いま
した。

今後は、原状変更等の手続が適正になされるよう、市場施設の現況の
把握に努めるなど、適正な管理に努めます。

(川崎冷蔵株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北都市場管理課)

(2) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市アートセンターの管理に関する基本協定書によると、会計年度
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされている。

総勘定元帳等をみたと、平成30年度の劇場事業に付随する物販
手数料が令和元年度の収入として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分に基づいて会計処理を行う

よう指導されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対して、改めて「本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。」とした基本協定を遵守すること、入金日ではなく事業実施日より会計年度を整理し、次年度に入金した前年度の事業収入等は未収金として計上するなど、適正に扱うことを徹底するように指導しました。

今後は、会計処理を適正に行うよう、適切な指導に努めます。

(川崎市文化財団グループ)

(市民文化局市民文化振興室)

イ 施設利用に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市リサイクリングコミュニケーションセンター条例施行規則（平成5年規則第101号）第7条第2項によると、センターの施設の利用許可を受けようとする者は、当該施設の利用日の6月前から利用日の3日前までに指定管理者に申請しなければならないとされており、同条第3項によると、指定管理者は申請者に対し利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付するものとされている。また、同規則第8条によると、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可の申請と同時に申請をしなければならないとされている。

川崎市橋りサイクリングコミュニケーションセンターにおける施設利用に係る事務をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対して、規則等に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

(ア) 申請日が利用日当日であった事例

(イ) 許可書の承認日が記載されていなかった事例

(ウ) 減額の申請が利用申請と同時に行われていなかった事例

(エ) 利用目的がその他とされているものの、内容が記載されていないま

ま料金の減額をしていた事例

なお、本件は、平成24年度の財政援助団体等監査における指摘を受け改善報告がなされたものの、今回も同様に発生した事例であることから、改めて市として改善を徹底されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、施設の利用許可について規則に基づいた適正な事務を行うよう指導し、許可漏れや承認漏れが発生しないように施設の利用許可申請及び利用料減額（免除）申請を同一の様式内で審査するという改善策の報告がありました。また、担当者が施設を訪問して令和2年12月から令和3年1月分の申請書・許可書を確認し、改善後の様式によって適切に申請の受付を行っていることを確認しました。

今後は、適正な事務の確認に努めます。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

ウ 利用料金の免除に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第4号）第23条によると、市営自転車等駐車場の利用料金について、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、免除することができるとされている。また、川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第77号）第19条の2によると、利用料金の免除を受けよ

うとする者は、指定管理者が定めるところにより指定管理者に申請しなければならぬとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの各駐車場の自転車等駐車場利用料免除申請書をみたところ、いずれの免除要件に該当するかチェックがされていない事象や、確認書類の名称が記載されていない事象など、指定管理者が記載すべき事項に不備があった。

市は、指定管理者に対し、自転車等駐車場利用料免除申請書を適切に記載し、利用料金の免除に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、チェック漏れを起ささないよう手順書を作成すること、本部での二重の確認を行うこと等の指導を行いました。その結果、指定管理者から手順書が提出され、令和2年12月以降の自転車等駐車場免除申請書の写しについては、記載漏れなどの不備がないことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)
(建設緑政局自転車利活用推進室)

エ 消費税に係る会計処理を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

消費税法基本通達等によると、役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引き渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされており、令和元年10月1日以降に国内において事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、新税率が適用される。

川崎市アースセンターの委託契約についてみたところ、平成31年4

月1日から令和2年3月31日までを契約期間とするデジタルサポート機器保守契約において、令和元年10月分から令和2年3月分の委託料を旧税率で算定した額で支払っていた。

市は、指定管理者に対し、消費税に係る会計処理を適正に行うよう指導されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、契約書に基づき支払うよう機器保守会社に対し支払い済みであることを確認いたしました。

今後は、会計処理を適正に行うよう、適切な指導に努めます。

(川崎市文化財団グループ)
(市民文化局市民文化振興室)

オ 正確な収支状況を把握すべきもの

〔指摘の要旨〕

事業報告書における収支状況をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) かわさき新産業創造センターの事例

人件費、再委託費及び消耗品費に計上誤りがあった。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう、事業報告書内の収支決算書を改めて作成、提出するよう指導し、提出された収支決算書により、指定管理者とともに決算額が適正な金額となっていることを確認しました。

また、再発防止のため、共同企業体構成各社における当該業務に係る

会計処理について、確認体制を強化する等の依頼を行いました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(かわさき新産業創造センター共同事業体)

(経済労働局イノベーション推進室)

(イ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

利用料収入返還金など複数の科目に計上誤りがあった。

【措置内容】

指摘事項については、指定管理者に対し、事業収支報告の修正を指示するとともに、改めて提出された事業報告書において、事業収支報告が適切に修正されていることを確認しました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

カ 指定管理業務に係る収支を明確に区分すべきもの

【指摘の要旨】

川崎市入江崎余熱利用プールに関する基本協定書によると、物品・飲食物等の販売に関する業務は、指定管理業務に位置付けられているが、指定管理者のオリジナルサプリメントなどの販売は、自主事業に位置付けられている。

平成30年度及び令和元年度の事業報告書における収支状況をみただころ、物品・自動販売機収支の全てが自主事業として計上されているなど、指定管理業務と自主事業に係る収支が区分されていないなど。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

【措置内容】

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にした上で「指定管理業務の事業別予算決算差異分析報告書」を作成、提出するよう指導し、提出された報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニケーション共同事業体)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

キ 指定管理業務と自主事業の区分を明確にすべきもの

【指摘の要旨】

川崎市営自転車等駐車場南部ブロックの指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設の設定目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において利用料金収入以外の自己の費用と責任により自主事業を実施することができ、自主事業を実施する場合は市に計画書を提出して事前に市の承認を得なくてはならないとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの自主事業についてみると、自主事業とされている事業の一部が、指定管理業務のうち指定管理者が企画する提案事業として事業計画書に掲載されていた。また、事業報告書の収支報告において指定管理業務と自主事業に係る支出が区分されず合わせて計上されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業を明確に区分した事業計画書及び事業報告書の提出を求めるとともに、提出された書類について内容の確認を適切に行われたい。

【措置内容】

指摘事項については、指定管理者に対し、事業計画書及び事業報告書

の修正を指示するとともに、改めて提出された事業計画書及び事業報告書において、指定管理事業と自主事業が明確に区分されており、適切に修正されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

ク その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

川崎市スポーツ・文化総合センターにおいて、指定管理者が作成する備品の管理台帳に本市所属備品が記載されていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から修正された備品整理簿が提出され、その修正内容について確認しました。

また、モニタリング会議において、指定管理者に対して備品の管理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(株式会社アクス川崎)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 収益及び費用を適正に計上すべきもの

川崎市橋リサイクルコミュニケーションセンターにおいて、事業収支決算報告で利用料金収入など複数の科目に計上誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して指定管理業務に係る収支と

自主事業に係る収支の区分を正確にした収支状況報告書を改めて作成、提出するよう指導し、提出された収支状況報告書により収支の区分が正確になっていることを確認しました。

また、再発防止のため、指定管理者内部で月ごとに収支状況報告書と総勘定元帳の値を比較し、値に差異がないことを確認してから収支状況報告書を提出するよう改めることとしました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第5号

令和3年度障害者を対象とした川崎市職員
採用選考実施について

令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考を
次のとおり行います。

令和3年7月21日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和3年度

障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	7月21日(水) 午前9時 ~ 8月13日(金) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月18日(月) (予定)
第1次選考日	令和3年10月31日(日) 【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	11月15日(月) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	11月30日(火) 【面接試験】(予定)
最終合格発表日	12月9日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou



※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※点字による受験ができます(詳しくは「☉ 受験上の配慮等を希望する人へ」を参照してください。)

1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人

(1) 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人

イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人

※1 交付申請中の場合は申込できません。なお、申込から採用までの間において、手帳等の提示を求められることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
10月31日(日) 集合時刻 午前9時40分 解散時刻 午後2時45分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術の出題はありません)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文の出題はありません)判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 【択一式40問 120分】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 11月15日(月) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400字以上、800字以内90分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
11月30日(火)	面接試験	【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 12月9日(木) 午前10時頃(予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車でなければ選考会場に来られない方だけにご確認ください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、必ず申込時にお知らせください。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、ホームページを参照してください。
- 8 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを、11月22日(月)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、11月17日(水)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非遵行為等があった場合等を除き、原則として令和4年4月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

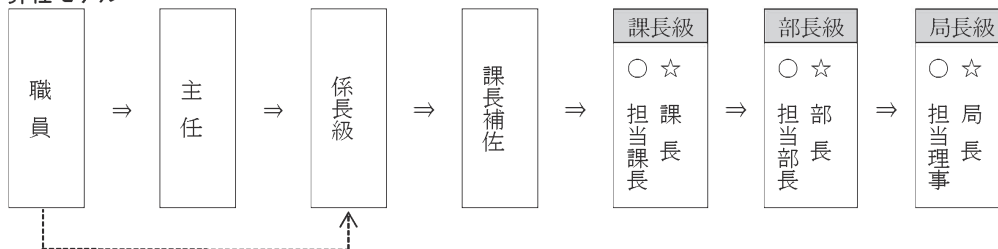
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

令和3年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大学院 修士課程修了者	224,692 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
大学卒	207,524 円	
短大卒	181,540 円	
高校卒	168,548 円	

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞第2次選考配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	

8 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「令和3年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	7月21日(水) 午前9時 ～ 8月13日(金) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。
--------	---

<p>申込手順</p>	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)にお問合せください。」 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「令和3年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「障害者を対象とした川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過後でも申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力は、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
<p>申込整理票と受験票の印刷</p>	<p>10月18日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- 希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込時の電子申請画面においてコードを選択してお知らせください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、お申込の前に御連絡ください。
- 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、駐車場を利用する人、付添者を必要とする人は、申込時の電子申請画面においてそれぞれのコードを選択してお知らせください。また、補足事項等がある場合は、通信欄に記入してお知らせください。
- 個別面接においては、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。同席を必要とする場合は、選考会場の準備等が必要となるため、11月22日(月)までに御連絡ください。
- その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、お申込の前にお問合せください。

連絡・問合せ先 044-200-3343 川崎市人事委員会事務局任用課

◎令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	10	107	67	34	4	16.8

川崎市人事委員会公告第6号

令和3年度川崎市職員（大学卒程度）

採用試験（民間企業等職務経験者（第

2回）の実施について

令和3年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間
企業等職務経験者（第2回））を次のとおり行います。

令和3年7月21日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和3年度

川崎市職員(大学卒程度等)採用試験 — 民間企業等職務経験者 — 受験案内(第2回)

《大学卒程度》行政事務・社会福祉・土木・電気・機械・建築
《資格免許職》薬剤師

川崎市人事委員会

令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験—民間企業等職務経験者—(第2回)に申し込むことはできません。(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)

《主な日程》

申込受付期間	7月21日(水) 午前9時～8月12日(木) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月4日(月)(予定)
第1次試験日	令和3年10月17日(日)【教養試験・経験小論文試験(注)】 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で開催します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 行政事務区分では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験として実施します。(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第1次合格発表日	10月28日(木) 午前10時頃(予定)(行政事務以外) 11月19日(金) 午前10時頃(予定)(行政事務)
第2次試験日	11月27日(土)、11月28日(日)のうち指定する1日【個別面接】
最終合格発表日	12月16日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou> https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程、会場、試験内容等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter 等でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
大学卒程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度
	社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、総合リハビリテーション推進センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	15名程度
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	10名程度
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	5名程度
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
薬剤師	主に、市立病院での調剤・服薬指導、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境・医薬事業の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務など薬剤師の専門業務に従事します。	5名程度	

(注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。

2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

4 令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-(第2回)に申し込むことはできません。(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)

2 受験資格

(1) 年齢

行政事務 社会福祉 土木 電気 機械 建築	昭和37年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
薬剤師	昭和37年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

(2) 職務経験・資格・免許

行政事務	次のいずれかの要件に該当する人(令和3年6月30日現在) 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和3年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉施設等(注1)における相談業務等(注2)の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
土木 電気 機械 建築	次のいずれかの要件に該当する人(令和3年6月30日現在) 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した実務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人

薬 剤 師	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和3年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 薬剤師区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した薬剤師としての実務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の病院等における薬剤師としての業務等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 薬剤師免許を有する人
-------	--

(注)1 児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、精神保健福祉施設、児童相談所、福祉事務所、医療機関等

2 ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員等

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は受験できません。

地方公務員法(抜粋)
(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎「職務経験について」

- 1 「職務経験」には、会社員や公務員等として週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が直近7年(平成26年7月1日から令和3年6月30日まで)中5年以上あることを要します。また、正規・非正規などの雇用形態は問いません。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含めることはできません。
- 2 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限り、職務経験に含めることはできません。
- 3 平成26年6月30日以前から1年以上継続して勤務したもののについては、平成26年7月1日以降の期間に限り、職務経験に通算することができます。
- 4 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近7年(平成26年7月1日から令和3年6月30日まで)中継続して2年以上活動していることを要します。複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限り、国際貢献活動経験に含めることはできません。
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動経験期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日時	会場(予定)	合格等発表日
教養試験【全区分】・経験小論文試験【全区分】			
全区分	【教養試験】・【経験小論文試験(注)】 10月17日(日) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後2時15分頃 (注) <u>経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で開催します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。</u>	<u>※会場は受験票で指定します。</u>	10月28日(木) 午前10時頃(予定) 【行政事務：面談試験対象】 【行政事務以外：第1次試験合格】
面談試験【行政事務】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
行政事務	【面談試験】 11月6日(土)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	11月19日(金)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験(集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

面接試験(個別面接)【全区分】			
全区分	【個別面接】 11月27日(土)・11月28日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	12月16日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 面談試験(行政事務)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 行政事務区分の面談試験の対象者及び、行政事務以外の区分の第1次試験合格者には、「面接(面談)カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの。)を提出していただきます。(行政事務は面談試験当日に持参、行政事務以外は11月8日(月)(消印有効)までに郵送)。「面接(面談)カード」の様式は、面談試験対象者の通知(行政事務)、または第1次試験合格の通知(行政事務以外)に同封いたしますので、11月1日(月)までに面談試験対象者の通知、または第1次試験合格の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 社会福祉区分、薬剤師区分の第1次試験合格者には、資格・免許取得に関する書類(資格証明書・免許証の写し等)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【全区分】	
全区分	【主な出題分野】※出題の程度は大学卒業程度のものです。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文、国語の出題はありません。)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ＜択一式 40問 120分＞
面談試験【行政事務】	
行政事務	机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面接を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ＜20分程度＞

(2) 第2次試験

経験小論文試験【全区分】	
全区分	職務経験に関する課題についての小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 ＜1,000字以上、1,200字以内 80分＞ ※経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は第1次試験合格者のみ行います。
面接試験(個別面接)【全区分】	
全区分	【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論試験は実施しません。

(注) 教養試験の問題例、経験小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和4年4月1日に採用されます。
- 3) 受験資格がないこと(職務経験の証明ができない場合を含む)、「申込内容」、「面接(面談)カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。
- 4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

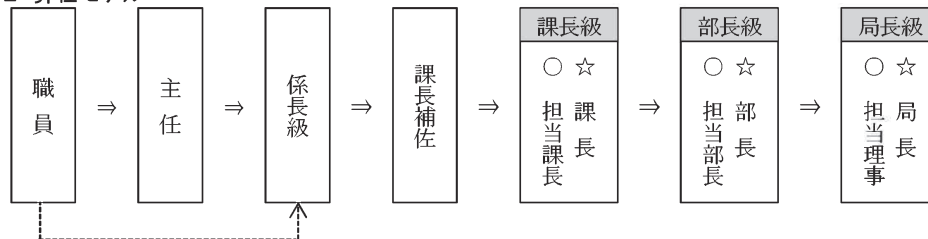
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可
薬剤師	市立病院の調剤 検査、調査研究	食品衛生、環境衛生の監視

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しています。最短で、採用の翌年から受験対象者となり、合格すると最短33歳で係長級に昇任します。

※3 年齢や職歴にかかわらず、職員としての採用となります。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりです。なお、上限額は318,188円です。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。

職務経験年数	初任給 (令和3年4月1日現在、地域手当を含む額)
大学卒業後、民間企業等における職務経験が7年の場合	261,200円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が12年の場合	292,700円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が17年の場合	318,100円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者(本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 行政事務:300点 行政事務以外:180点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 行政事務:700点 行政事務以外:820点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「令和3年度申込方法(大学卒程度等-民間企業等職務経験者-第2回)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	<p>7月21日(水) 午前9時～8月12日(木) 午後5時(受信有効)</p> <p>※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、同日(10月17日(日))に第1次試験を実施する令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-(第2回)に申し込むことはできません(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)。なお、使用するパソコンや通信回線の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。</p>
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ)</p> <p>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。</p> <p>【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。</p> <p>【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う</p> <p>ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和3年度申込方法(大学卒程度等-民間企業等職務経験者-第2回)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。</p> <p>⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。なお、申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p> <p>(3)申込内容の審査</p> <p>川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。</p> <p>※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知</p> <p>申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。))過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
申込整理票と受験票の印刷	<p>10月4日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 申込や経歴等に関するQ&A

Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

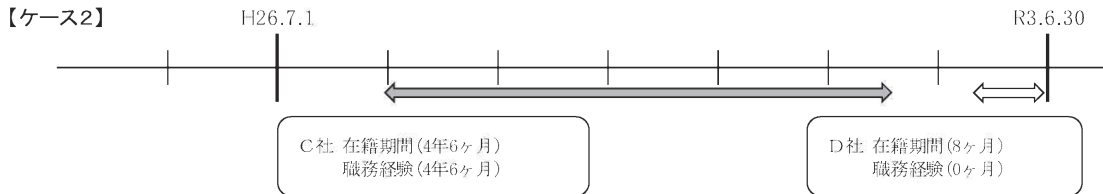
A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問合せに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



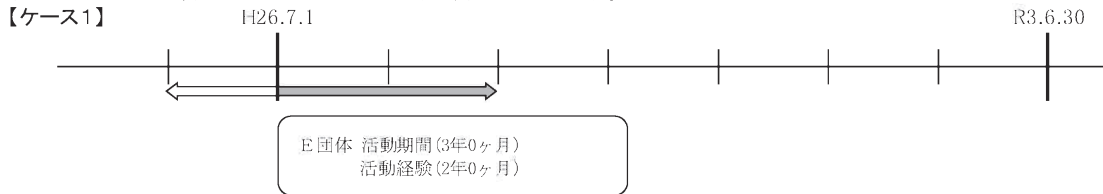
A社は在職期間が1年以上なので、平成26年7月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。



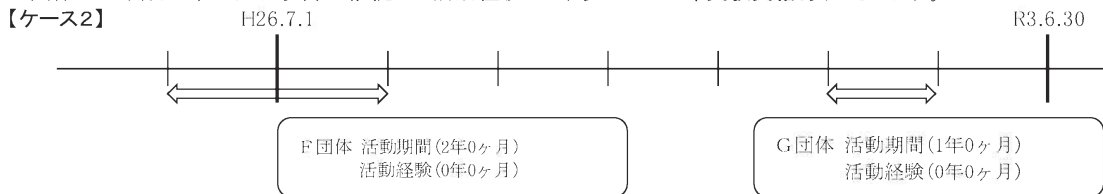
D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



E団体での平成26年7月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。



F団体では、活動期間が2年ありますが、平成26年7月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 行政事務以外の区分では、どのように職務経歴を確認するのですか。

A4 最終合格者は、職務内容や職務経歴期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q5 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A5 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経歴期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

◎ 前年度(令和2年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	20	654	465	68	41	12	38.8
社会福祉	15	49	40	—	36	13	3.1
土 木	10	21	16	—	14	8	2.0
電 気	5	17	12	—	10	5	2.4
機 械	5	21	19	—	17	7	2.7
建 築	若干名	18	12	—	10	4	3.0

川崎市では、この民間企業等職務経験者採用試験で、このような人材を求めています。

☆ 民間企業等で培われた経験や専門知識を川崎市で生かそうという意欲のある人

☆ 広い視野と柔軟な発想力を持ち、川崎市職員として直ちに活躍できる人

川崎市人事委員会公告第7号

令和3年度就職氷河期世代を対象とした

川崎市職員採用試験の実施について

令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験を次のとおり行います。

令和3年7月21日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和3年度 就職氷河期世代を対象とした 川崎市職員採用試験受験案内

川崎市人事委員会

令和3年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験-民間企業等職務経験者-（第2回）に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません。（※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。）

《主な日程》

申込受付期間	7月21日(水)午前9時～8月12日(木)午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月4日(月)(予定)
第1次試験日	<p style="text-align: center;">令和3年10月17日(日)【教養試験・作文試験(注)】</p> <p>(注) 作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験として実施します。(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)</p>
第1次合格発表日	11月19日(金) 午前10時頃(予定)
第2次試験日	11月27日(土)、11月28日(日)のうち指定する1日【個別面接】
最終合格発表日	12月16日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程、会場試験内容等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter 等でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	5名程度

- (注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
 3 令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-(第2回)に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません。(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)

2 受験資格

昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(職務経験は問いません。)

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験科目・日時	会場(予定)	合格等発表日
教養試験・作文試験		
【教養試験】・【作文試験(注)】 10月17日(日) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後2時頃 (注)作文試験は、第2次試験科目ですが、 <u>第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。</u> 採点は、第1次試験合格者のみ行います。	<u>※会場は受験票で指定します。</u>	10月28日(木) 午前10時頃(予定) 【面談試験対象】
面談試験 (集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【面談試験】 11月6日(土)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	11月19日(金)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験

面接試験(個別面接) (集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【個別面接】 11月27日(土)・11月28日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	12月16日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 面談試験の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 面談試験の対象者には、「面接(面談)カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたものを)を提出していただきます。(面

談試験当日に持参)。「面接(面談)カード」の様式は、面談試験対象者の通知に同封いたしますので、11月1日(月)までに面談試験対象者の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験
【主な出題分野】※出題の程度は高校卒業程度のものです。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解(古文、国語の出題はありません)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。<択一式 40問 120分>
面談試験
机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 <20分程度>

(2) 第2次試験

作文試験
与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 <800字以上、1,000字以内 60分> ※作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で行われます。
面接試験(個別面接)
【個別面接】 <30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論試験は実施しません。

(注) 教養試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和4年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと、「申込内容」及び「面接(面談)カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

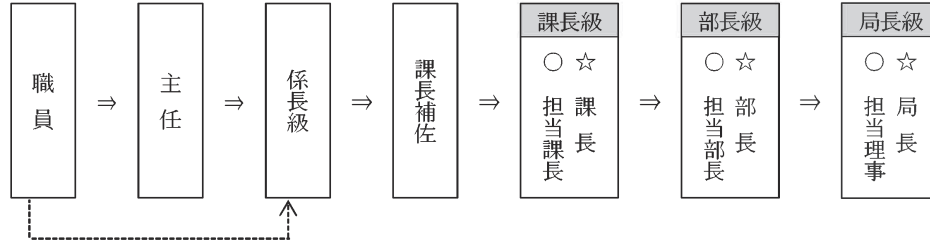
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しています。最短で、採用の翌年から受験対象者となり、合格すると係長級に昇任します。
- ※3 年齢や職歴にかかわらず、職員としての採用となります。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、川崎市職員(高校卒程度)採用試験の場合と同じ基準を適用し、個々の採用前の職歴などによって最低保障額以上の金額に決定されます。令和3年4月1日現在の初任給(地域手当を含む。)の最低保障額は、235,480円です。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。

※この他に、期末・勤勉手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高16,500円)等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験」→「令和3年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	<p>7月21日(水)午前9時～ 8月12日(木)午後5時 (受信有効)</p> <p>※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、同日(10月17日(日))に第1次試験を実施する令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験一民間企業等職務経験者一(第2回)に申し込んだ方は、今回実施する令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません(※重複申込みは、受信の早いもののみを受理します。)。なお、使用するパソコンや通信回線の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。</p>
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ)</p> <p>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。</p> <p>【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。</p> <p>【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う</p> <p>ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和3年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。</p> <p>⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。なお、申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p> <p>(3)申込内容の審査</p> <p>川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。</p> <p>※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知</p> <p>申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く)。過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と受験票の印刷	<p>10月4日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。</p> <p>第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和2年度)実施結果

試験区分	採用予定人員(名程度)	申込者数(人)	第1次試験受験者数(人)	面談試験対象者数(人)	第1次試験合格者数(人)	最終合格者数(人)	競争倍率(倍)
行政事務	5	578	437	38	17	5	87.4

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第102号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月16日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第103号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第1期	令和3年7月31日(第1期分)	計1件
令和3年度	介護保険料	第2期	令和3年7月31日(第2期分)	計4件
令和3年度	介護保険料	第3期	令和3年7月31日(第3期分)	計21件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第104号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	過随5月	令和3年7月31日(過随5月分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第105号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第2期	令和3年7月31日(第2期分)	計8件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第106号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第107号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月27日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第26号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第38号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市中原区長 永山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第39号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市中原区長 永山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市中原区長 永山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第51期	令和3年7月31日	計1件
令和 3年度	介護保険料	第1期	令和3年7月31日	計1件
令和 3年度	介護保険料	第2期	令和3年7月31日	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第57号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第3期 分	令和3年7月31日 (第3期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第58号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告し

す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第59号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第60号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第61号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないの

で、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
				計2件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第29号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第30号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第3期	令和3年7月31日 (第3期分)	計12件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第30号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第31号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第12期	令和3年7月31日	2件
令和3年度	介護保険料	第1期	令和3年7月31日	6件
令和3年度	介護保険料	第2期	令和3年7月31日	6件
令和3年度	介護保険料	第3期	令和3年7月31日	6件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第44号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法

(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第46号

神奈川県国民健康保険被保険者証返還請求等通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年7月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)